

紀美野町第2回定例会会議録

令和3年6月15日（火曜日）

○議事日程（第2号）

令和3年6月15日（火）午前9時00分開議

- 第 1 議案第 71号 工事請負契約の変更について
 - 第 2 議案第 72号 農業委員会委員の任命の同意について
 - 第 3 議案第 73号 農業委員会委員の任命の同意について
 - 第 4 議案第 74号 農業委員会委員の任命の同意について
 - 第 5 議案第 75号 農業委員会委員の任命の同意について
 - 第 6 議案第 76号 農業委員会委員の任命の同意について
 - 第 7 議案第 77号 農業委員会委員の任命の同意について
 - 第 8 議案第 78号 農業委員会委員の任命の同意について
 - 第 9 議案第 79号 農業委員会委員の任命の同意について
 - 第10 議案第 80号 農業委員会委員の任命の同意について
 - 第11 議案第 81号 農業委員会委員の任命の同意について
 - 第12 議案第 82号 農業委員会委員の任命の同意について
 - 第13 議案第 83号 農業委員会委員の任命の同意について
 - 第14 議案第 84号 農業委員会委員の任命の同意について
 - 第15 議案第 85号 農業委員会委員の任命の同意について
 - 第16 一般質問
-

○会議に付した事件

日程第1から日程第16まで

○議員定数 12名

○出席議員

議席番号 氏 名

1 番 桐 山 尚 己 君

3 番 藤 井 基 彰 君

4番	上	柏	皖	亮	君
5番	七良	浴		光	君
6番	田	代	哲	郎	君
7番	西	口		優	君
8番	北	道	勝	彦	君
9番	向井	中	洋	二	君
10番	美	野	勝	男	君
11番	美	濃	良	和	君
12番	伊	都	堅	仁	君

○欠席議員

2番	廣	瀬	隆	一	君
----	---	---	---	---	---

○説明のため出席したもの

職	名	氏	名
町	長	寺	本 光 嘉 君
副 町	長	小	川 裕 康 君
教 育	長	東	中 啓 吉 君
消 防	長	家	本 宏 君
総 務 課	長	坂	詳 吾 君
企画管財課	長	中	前 貴 康 君
住 民 課	長	東	浦 功 三 君
税 務 課	長	坂	昌 美 君
保健福祉課	長	森	谷 善 彦 君
産 業 課	長	吉	見 將 人 君
建 設 課	長	米	田 和 弘 君
教 育 次	長	曲	里 充 司 君
会 計 管 理 者		太	田 具 文 君
水 道 課	長	長	生 正 信 君
まちづくり課	長	湯	上 増 巳 君

美里支所長（湯上増巳）君
代表監査委員 菊本邦夫君

○欠席したもの

なし

○出席事務局職員

事務局 長 井戸向 朋 紀 君
事務局 書記 西 本 貴 哉 君

開 議

○議長（伊都堅仁君） 皆さん、おはようございます。

廣瀬議員から、欠席届が出ていますので、報告します。

（午前 9時00分）

○議長（伊都堅仁君） これから、本日の会議を開きます。

日程に入る前に、今定例会に上程された議案第57号において、提出文中脱字があり、お手元に正誤表を配付しておりますので御了承願います。なお、執行部におかれましては、提出前にいま一度精査をお願いいたします。

次に、本日執行部から議案第71号から第85号の15議案が提出され、本会議開会前の議会運営委員会で調査をいただき、本日の日程に追加し、本日は説明のみとして、22日予定の本会議において審議、採決を行うことになりましたので報告し、御了承願います。

それでは、日程に入ります。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第1 議案第71号 工事請負契約の変更について

○議長（伊都堅仁君） 日程第1、議案第71号、工事請負契約の変更について議題とします。

説明を求めます。建設課長、米田君。

（建設課長 米田和弘君 登壇）

○建設課長（米田和弘君） おはようございます。それでは、追加させていただいた議案書の1ページをお開きください。また、議案参考資料の1ページを併せて御覧ください。

議案第71号、工事請負契約の変更について。

令和2年度町道釜滝柴目線道路改良工事（柴目工区）について、次のとおり工事請負契約を変更したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。

令和3年6月15日提出 紀美野町長 寺本光嘉

変更前の契約金額7,296万3,000円を7,429万700円に変更するものでございます。

主な変更の理由につきまして、１月７日に議決いただきました町道釜滝柴目線道路改良工事（柴目工区）について、施工箇所の補強土壁工の基礎部地盤改良が、機構による土質試験の結果、改良材では必要強度が確保できないため、コンクリートによる人工岩盤とすることで基礎地盤の支持力を補う施工への変更及び支障雑木処分に係る幹や根の処分量の見込みが不十分であり、実数量との格差によって処分量が増加となり、変更の必要が生じ、契約金額を１３２万７,７００円増額するものでございます。

なお、変更の内訳につきましては、樹木伐採処分等の準備費で約６８万円、基礎地盤等の土工で約３３万円、横断管渠工で約２３万円、法面工で約６万円、補強土壁工で約２万円のそれぞれの増加と、附帯工で約１２万円、排水路工で約６万円、取壊工で約４万円、法面排水工で約３万円の減少となり、工事に係る経費を加え、当初の落札率７７．９５％を乗じ、変更契約をお願いするものでございます。

今後の当道路改良工事について、既存工事により得たデータ等を踏まえ、精度を高め、現地に沿った設計等を行ってまいりますので、御理解賜りたいと存じます。

以上、議案第７１号、工事請負契約の変更についての説明とさせていただきます。どうかよろしくお願いいたします。

（建設課長 米田和弘君 降壇）

- ◎日程第 2 議案第 7 2 号 農業委員会委員の任命の同意について
- ◎日程第 3 議案第 7 3 号 農業委員会委員の任命の同意について
- ◎日程第 4 議案第 7 4 号 農業委員会委員の任命の同意について
- ◎日程第 5 議案第 7 5 号 農業委員会委員の任命の同意について
- ◎日程第 6 議案第 7 6 号 農業委員会委員の任命の同意について
- ◎日程第 7 議案第 7 7 号 農業委員会委員の任命の同意について
- ◎日程第 8 議案第 7 8 号 農業委員会委員の任命の同意について
- ◎日程第 9 議案第 7 9 号 農業委員会委員の任命の同意について
- ◎日程第 1 0 議案第 8 0 号 農業委員会委員の任命の同意について
- ◎日程第 1 1 議案第 8 1 号 農業委員会委員の任命の同意について
- ◎日程第 1 2 議案第 8 2 号 農業委員会委員の任命の同意について
- ◎日程第 1 3 議案第 8 3 号 農業委員会委員の任命の同意について
- ◎日程第 1 4 議案第 8 4 号 農業委員会委員の任命の同意について
- ◎日程第 1 5 議案第 8 5 号 農業委員会委員の任命の同意について

○議長（伊都堅仁君） 日程第2、議案第72号、農業委員会委員の任命の同意についてから日程第15、議案第85号、農業委員会委員の任命の同意についてまで、14議案を一括議題とします。

説明を求めます。町長、寺本君。

（町長 寺本光嘉君 登壇）

○町長（寺本光嘉君） 皆さん、おはようございます。農業委員の任命の同意について御説明をさせていただきます。申し訳ございませんが、議案第72号から第85号まで同じ提案内容でございますので、併せて説明をさせていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

最初に、議案書の2ページをお開きください。

議案第72号、農業委員会委員の任命の同意について。

下記の者を農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

令和3年6月15日提出 紀美野町長 寺本光嘉

任命の同意をいただきたい者でございますが、氏名は宮西幸次さん、生年月日は昭和26年6月15日、住所は養津呂245番地で、認定農業者であり、また、現在、農業委員会委員を6期務めていただいております。

提案理由でございますが、現在の農業委員会の任期が令和3年8月31日をもって任期満了となることから、同年9月1日以降の農業委員会委員を任命する必要があるため、提出をさせていただくものでございます。

続きまして、議案第73号より以降の議案につきましては、申し訳ございませんが、議案番号、任命の同意をいただきたい者の氏名、生年月日、住所、任期などの順で説明をさせていただきますので、御理解をいただきたいと思います。

3ページの議案第73号、前畔雅雄さん、昭和25年7月6日、中243番地の2で、現在、農業委員を2期務めていただいております。

4ページの議案第74号、大家啓延さん、昭和31年1月7日生まれ、小西409番地でございます。認定農業者で、現在、農業委員を2期務めていただいております。

5ページの議案第75号、田尻昭人さん、昭和23年12月11日生まれ、坂本495番地。現在、農業委員を1期務めていただいております。

続きまして、6ページの議案第76号、上中和也さん、昭和27年1月4日生まれ、

大角 200 番地 1 でございます。認定農業者で、現在、農業委員を 1 期務めていただいております。

次に、7 ページの議案第 77 号、新家光雄さん、昭和 23 年 5 月 11 日生まれ、赤木 39 番地でございます、新規の方でございます。

続いて、8 ページの議案第 78 号、徳田忠嗣さん、昭和 23 年 11 月 23 日生まれ、福田 36 番地 2 で、新規の方でございます。

続いて、9 ページの議案第 79 号、千田容央さん、昭和 24 年 1 月 3 日生まれ、福井 226 番地 3 で、新規の方でございます。

10 ページの議案第 80 号、前部屋明子さん、昭和 24 年 9 月 8 日生まれ、円明寺 70 番地で、新規の方でございます。

11 ページの議案第 81 号、松浦正さん、昭和 25 年 1 月 17 日生まれ、下佐々 1810 番地 86 で、新規の方でございます。

12 ページの議案第 82 号、先浦法さん、昭和 26 年 2 月 4 日生まれ、西野 383 番地で、新規の方でございます。

続いて、13 ページの議案第 83 号、中喜弘さん、昭和 26 年 10 月 10 日生まれ、動木 1705 番地で、新規の方でございます。

続いて、14 ページの議案第 84 号、北原博章さん、昭和 26 年 12 月 12 日生まれ、柴目 1110 番地でございます。認定農業者で、農業委員は新規の方でございます。

続いて、15 ページの議案第 85 号、上東敏男さん、昭和 31 年 1 月 28 日生まれ、長谷宮 225 番地で、新規の方でございます。

以上、簡単ではございますが、議案第 72 号から議案第 85 号までの農業委員会委員の任命の同意についての説明とさせていただきます。原案どおり御承認を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

(町長 寺本光嘉君 降壇)

◎日程第 16 一般質問

○議長（伊都堅仁君） 日程第 16、一般質問を行います。

質問者は、一つの項目の質問を終了し、次の質問事項に入る場合は、質問の区切りが明確になるように、次に何々について質問しますと発言を願います。

一問一答方式により、質問時間は 40 分です。

一般質問の通告は7人です。通告順に従い、順次質問を許可します。ただし、議長の許可を得て、通告項目の順を変更することができます。

それでは、11番、美濃良和君の一般質問を許可します。

(11番 美濃良和君 登壇)

○11番（美濃良和君） それでは、議長さんのお許しを得まして、一般質問を行ってまいりたいと思います。

まず初めに、太陽光発電所計画についてお聞きいたします。

福井地区に、4月の中頃突然、太陽光発電の計画があるということが分かり、多くの地区民は本当に驚いたということで、そんな計画があるとほとんど地区民の方が知らなかったと、そういうことのようにあります。このことを知った住民の方々が反対の署名を集められて、県庁、また町へ署名を持って陳情に来られていますけれども、本当に県庁のほうも、それから町のほうへも短期間に、1週間で500名余りの署名を集められたと、そのように聞きます。

私たち、ずっと紀美野町に住んでいる私たちにはちょっと分かりにくいんです。分かりにくいというのはおかしいんですが、自然というのが、当然、夜になれば天の川や星があるのが当たり前、川の水がきれいなのは当たり前、また、蛍が飛び交い、あるいは野鳥なり、それがあるのが当たり前というふうになっているわけですが、町外の方々にとってはそれが大変なすばらしい宝物だと、そういうことで、その大事な環境なり景観が壊されては大変だということで、そういうエネルギーになって、僅かの期間に署名が集められたというふうに聞きます。

また、奈良県のサンシュウという会社がこの地区に太陽光発電所を建設したいということで数年前から計画をしていたようで、何件かの土地を物色していたようであります。地域の方の中に協力される方もいたようで、経産省の認可もかなり、今言われているのは、東福井という県道側なんですけれども、西福井のほうでも取っているようであります。

自然エネルギーというのは必要なものであると思います。しかし、それによって地域にもめごとをつくってはならない、そのようにいうことが当然であるんですね。農振地域の除外とか農地転用について、農業委員会においても、紛争とか、将来その原因になるようなことはつくってはならない、そういうことで、農業委員会にもそういうことが決められています。

ちなみに、紀美野町の農業委員会に対する事務委任等に関する規則、この中を見てみ

ましても、その3条ですね、これは、町長から農業委員会に委任することについて、その協議事項の中のその3項にも、紛議論争ですか、紛議論争のあるものまたは将来その原因となるおそれがあると認められる事項というのも書かれているわけですね。

何にしても、この農地ということでそういうことが紛争のもとになってはならないというふうなことを、この農業委員会にとっても大事に考えられているようでありますけれども、地域の問題でありますから、当然その地域の方々のそういうふうなことについても大事に考えていくというのは、当然といえば当然なんですけれども、あるというふうに思います。

また、問題になっている福井地区の太陽光発電所建設計画については、どのような経過があったのか、また、先ほど申しておりますように、特に農業委員会、農振地域の除外ということで、もう既に始まっているわけでございますけれども、その辺の経過はどうであったのか、お聞きしたいと思います。

また、このことについては、本来農業委員会の会長さんにここに来ていただいて御説明をいただきたかったわけでございますけれども、今日は事務局長さんがということなので、よろしくお聞きしたいと思います。

また、こういうふうに、今後、紛争のないような状況に、町としても地域がうまくいくように、その収拾に向けてどのように努力をされていくのか、お聞きしたいと思います。

次に、コロナ対策についてお聞きいたします。

コロナ対策についての進捗状況について、今まで懸命に努力をされてると。そういうふうな中で、この状況、特にワクチン接種等について、町も挙げて頑張ってきていただいていると思いますけれども、高齢者対策とともに、学校、こども園等の対策はどうであるのか、お聞きしたいと思います。

次に、残土処理施設に対する下流住民への説明についてお聞きしたいと思います。

以前このことについて話合いを持っていたというふうに聞きますけれども、その再度の会合というのがまだというふうに住民の方からお聞きします。そのことについてお聞きしたいと思います。

私、昨日その現場を見なければならんということで、永谷の谷の中を歩いてみたんですけども、数百メートル下ってみました。その中に入ってみると、確かに処理もされていないところとか、灌木、木が生えていたり、多少上から来るものがあるのか、土砂の

堆積もあります。そういうふうなことで、非常に谷の深さが浅いところなんですよ。その周辺に上から下りていくと、数軒の家がございます。それぞれ大変谷から低いということで、今後の状況によっては大変心配なところであるかというふうに思います。

さらに下ってまいりますと、旧の国道の下を越えることになってますね。暗渠があって、その暗渠を通して川に放出されると。そういうふうに流れていくということになっておりますけれども、その暗渠というのがかなり大きなカルバートが入ってるかというふうに思っておったんですけど、見てみましたら、非常に小さいんですね。2メートル半から3メートルぐらいというふうに、目測で、ちょっとよう入っていかんかったんですけども、その分になってまいりますと、非常に狭いというんですか、それもアーチ、丸いヒューム管じゃなくて、そういうかまぼこ型の穴が開いてると。それもかなり古いものようで、もう60年ぐらいは経ってるかというふうに思うんですけども、こういうふうなことで、上から流れてきた流木等が流れる邪魔になるというふうなことも、今まではなかったようでございますけれども、今後については心配されるということで、住民の方々も、そこにたまったものによってあの辺がダムにならないかと。また、もちろん上から来る土砂ですから、それが流動化しないとか、また、最近の雨というのは、私たち考えられないような雨が降ってるわけでございますけれども、その辺の状況と考えると、心配される方々が私はもっともだというふうに思いました。そのことについて、今後、話し合いの計画についてお聞きしたいと思います。

次に、中学校統合についてお聞きいたします。

野上中学校、美里中学校の2校統合の話が計画をされているようであります。まだこのことについて当事者については納得されていないように聞きます。以前、議会に対しても御説明いただいたわけでございますけれども、いろんなことについて、増えることによってよくなることも、あるいは、反対に、小さいことによってよいということもあるわけでございますけれども、要は当事者である方々がそれを望むという方向に持っていかなければならないというふうに思います。

さきの説明でも、この2校の合同学習等も計画されているということでございますけれども、このコロナの問題がまだ当分解決するというふうな状況にない中で、そういうことについても進んでいかないと。そして、今まで何といても町の方針というのは、これは当事者から言ってくるまで待つというふうな状況であったかというふうに思うんですけども、そういうふうなことをこの問題についても慎重に進めるべきではないか

というふうに思います。これについての御見解をお願いしたいと思います。

次に、水害対策についてお聞きいたします。

これから台風など水害が心配される時期に入っていくわけですが、真国、志賀野、毛原、下佐々と水害に見舞われる地域にとっては大変気が重い時期になってまいります。川の流れをよくするために、砂のしゅんせつ、また障害物になる岩の除去等が必要になるかというふうに思いますけれども、そういう時期に向かって、町としても対策はどうなっているのか、お聞きしたいと思います。

以上、よろしく願いいたします。

(1 1 番 美濃良和君 降壇)

○議長（伊都堅仁君） それでは、美濃良和君の質問に対する当局の答弁を求めます。

農業委員会事務局長、吉見君。

(農業委員会事務局長 吉見将人君 登壇)

○農業委員会事務局長（吉見将人君） おはようございます。

私からは、議員御質問 1 番目の太陽光発電についての御質問の中で、どのような経過であったのかについてお答えさせていただきます。

福井地区に太陽光発電施設の建設が予定されていることにつきまして、農業委員会に建設を反対する署名が提出され、住民の方からは、住民の知らないところで建設の話が進められ、戸惑いと不安に思われている方が多いとお聞きしてございます。

それでは、農業委員会に相談があつてから農業振興地域から除外するまでの経緯について簡単に説明をさせていただきます。

この計画の話は平成 3 0 年の夏頃に遡りますが、農業委員会に事業者から相談がございました。農業委員会からは、当該土地を転用するには農業振興地域から除外する必要があることをお伝えしました。また、計画用地から河川に排水を流すには、区長の同意をいただくように指導してございます。

その年の 1 2 月に、当時福井地区区長が役場を訪れ、計画地から河川に排水することについて同意しないこと、それから、業者が地区で説明会を開きたい旨の申出がありますが、それを断っているとのことでした。場合によりましては、事業を中断させたとして訴えられる可能性があることから、一度事業者と話し合ってみてはどうかとの助言はさせていただいてございます。

その後、長く期間が空き、令和2年5月20日に事業者から農業振興地域から除外するための申請が提出されました。提出された書類には申請に必要な書類がそろってございまして、農業委員会におきまして、現地調査の結果、他の営農農地への悪影響がないことが確認されましたので、6月10日に農業委員会総会において除外申請を承認し、告示期間を経て、11月に当該地の除外が完了したというのが経過でございます。

議員御質問の、農業委員会が農地転用により紛争等の原因をつくってはならないのではないかと御質問でございますが、農業委員会の転用の審査において、農地法では、周辺営農農地に悪影響を及ぼさないこととされており、土砂の流出または崩壊その他の災害を発生するおそれがないか、農業用排水施設の有する機能に支障が生じないかなど判断の基準となります。もし農地法に違反して周辺の営農農地に悪影響を及ぼすことが明確な場合、当然ながら、農業委員会としては許可いたしません。

以上、簡単ではございますが、太陽光発電についてのこれまでの経過についての答弁とさせていただきます。御理解賜りますようお願いいたします。

(農業委員会事務局長 吉見将人君 降壇)

○議長(伊都堅仁君) 住民課長、東浦君。

(住民課長 東浦功三君 登壇)

○住民課長(東浦功三君) おはようございます。私からは、美濃議員の質問後段の、收拾に向けどのように努力するののかという部分についてお答えいたします。

福井地区における太陽光発電につきましては、去る6月3日に福井地区の方々を中心に計画の中止を求める陳情書が町長に提出され、福井地区の方々が感じておる不安や戸惑いをお聞かせいただいたところです。このような問題は全国的にも多く、そのほとんどは地域住民と事業者のコミュニケーション不足から生じるものと言われております。

当該太陽光発電事業は、一つ一つの発電設備が50キロワット未満であり、和歌山県太陽光発電事業の実施に関する条例の対象外でございますので、近隣住民への説明会の開催は義務づけられておりません。

しかしながら、町といたしましては、地域の方々の不安や戸惑いを解消していただくべく、事業者に対しまして、環境省が定める太陽光発電の環境配慮ガイドラインに沿って、地域の方々との対話の機会を設けていただき、理解を深める取組に努めていただきたい旨、6月8日に書面により申入れをしたところでございます。この町からの申入れをきっかけに、今後、地域と事業者との間で十分対話をしていただき、双方納得した結

果を見出していただけを期待するところでございます。

以上、答弁といたします。

(住民課長 東浦功三君 降壇)

○議長（伊都堅仁君） 保健福祉課長、森谷君。

(保健福祉課長 森谷善彦君 登壇)

○保健福祉課長（森谷善彦君） 私からは、美濃議員の2つ目の御質問、コロナ対策についてお答えします。

新型コロナウイルス感染症蔓延防止のため、こども園や小中学校では、従来どおり、マスクの着用や手洗い、施設の消毒、子供の体調管理など、感染対策の徹底を図っているところでございます。

さて、国のワクチン供給状況に合わせ、当町においてもワクチン接種の体制を整え、5月1日から65歳以上の方を対象にワクチン接種を開始しています。希望される方ができるだけ早く接種していただけるよう取り組んでまいります。また、64歳以下の方を対象としたコロナワクチン接種は、案内を6月20日頃に発送、7月末から接種を開始してまいります。

乳幼児や児童生徒と接触が多いこども園の職員や小中学校教職員においては、各施設の集団感染、クラスターを防ぐため、64歳以下の方を対象としたコロナワクチン接種では、基礎疾患などのある方、高齢者施設などの従事者とともに、町独自の優先接種の対象者として、接種を早くしていくよう計画しているところでございます。

今後も引き続き感染症対策に取り組み、より一層子供の安全を守っていくよう努めてまいりたいと思いますので、御理解賜りますようよろしくお願いします。

(保健福祉課長 森谷善彦君 降壇)

○議長（伊都堅仁君） 建設課長、米田君。

(建設課長 米田和弘君 登壇)

○建設課長（米田和弘君） 私からは、美濃議員御質問の3番目の残土処理施設に対する下流住民への説明について、5番目の水害対策についてお答えさせていただきます。

議員御質問の残土処理施設に対する下流住民への説明についてですが、昨年度、福田地区から残土処理場の運営について説明の要望があり、福田地区役員さんや東出地区有志の方出席の下、令和2年8月1日、福田児童館で今後の運営計画について説明会を行

いました。その際、地区の方からは、搬入車両が通行することによる地域への影響や、処分している土の内容、残土処理を行っていくことによる永谷川への影響等について御質問をいただきました。特に永谷川への影響については、近年の雨量の増大等から、氾濫への不安についてもお聞かせいただいている状況であります。

現在、貴志川のしゅんせつ及び河川整備も県によって順次実施され、河川の流路の確保も行われているため、水害発生率も減少方向に進んでいるものと考えております。また、残土処理場内も、沈砂池付近の法面改修や永谷川の暗渠管の敷設延長工事を行うなど、順次環境改善対策を行っている状況でございます。

地区にとっては、流域の洪水や土砂流出についての不安を解消することが必要であると考えておりますので、一定の対策を行った後、福田地区の方々には改めて説明を行いたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

以上、簡単でございますが、残土処理施設に対する下流住民への説明についての答弁とさせていただきます。

続きまして、水害対策についてお答えいたします。

近年の異常気象による降雨量の増加は、必然的に河川水位の急激な上昇要因となり、このことが河川の氾濫や護岸の洗堀等の災害を引き起こす大きな原因となっております。現在、和歌山県によって、河川の流速の調整や経常的な流路を確保するため、貴志川の紀の川水系貴志川圏域河川整備計画が策定されています。本計画は、近年の豪雨災害が紀の川との合流部の閉塞による貴志川の排水不良や、貴志川の土砂堆積等により河川断面が小さくなってきていること、流域付近に増加する住宅等の浸水被害を防ぐ等の事業を実施していくための計画とされています。現在は海南市野上中付近で事業が実施されており、今後上流へと展開される予定となっております。

また、河川の疎通機能を十分発揮できるよう、河川管理者である和歌山県に対し、部分的な要望としましては、貴志川につきましては、下佐々地区吉見橋付近、毛原中から毛原宮地区の永宝橋下流域について、また、真国川につきましては、東野地区集会所下流付近、蓑垣内地区おのはな橋付近、西野地区蓑原橋付近において、そして、梅本川につきましては、清水橋付近について、県当局に対ししゅんせつ要望を行っております。引き続き県当局と協議を行いながら水害対策を進めてまいりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

以上、簡単ではございますが、水害対策についての答弁とさせていただきます。どう

ぞよろしく願いいたします。

(建設課長 米田和弘君 降壇)

○議長 (伊都堅仁君) 教育次長、曲里君。

(教育次長 曲里充司君 登壇)

○教育次長 (曲里充司君) 美濃議員の4番目の御質問、中学校統合についてお答えさせていただきます。

令和元年度から進めてきました紀美野町2中学校の統合について、現在、町内各小中学校保護者の皆様に、令和4年3月31日に野上中学校と美里中学校両校を閉校し、新たに令和4年4月1日に現野上中学校に、仮称ではありますが、紀美野町立紀美野中学校を開校するということを説明させていただいております。

説明会では、生徒が不安なく安心して新設校に通学できるように、様々な疑問や御意見、御要望をいただき、それに対して今答えられる範囲で説明させていただきました。今後、新設中学校開校に向け、様々な場面を想定しながら、2校の先生方にも御参加いただき、解決策を検討し、子供たちや保護者に発信して、理解を深めていきたいと考えています。

交流の機会を持つことは、子供たちの人間関係に対する不安を払拭する重要な機会であると考えています。現在、教科の授業、総合的な学習の時間、特別活動での生徒会の交流を計画しているところです。細かな部分をすり合わせ、決定したことを発信しながら、子供たちや保護者の不安を取り除きたいと考えております。

以上、簡単ではございますが、答弁とさせていただきます。

(教育次長 曲里充司君 降壇)

○議長 (伊都堅仁君) 以上で、1回目の答弁が終わりました。

これより、2回目以降の質問は、自席で起立して、通告項目に従い質問、答弁をしてください。

11番、美濃良和君。

○11番 (美濃良和君) まず初めに、太陽光の問題でございますけれども、平成の30年から会社から話があったということのようですね。このことが進められて、特に、まずお聞きしたいのは、先ほど局長さんから一定お話がございましたけれども、農振地域の除外についての協議ですね。そういうふうな進める中で、議事録を頂いたんですけれども、その議事録の中で、議事録の最後のほうで、この議事録で見えました

ら、合計1,464平米、恐らく1231の1と1233の1のこの2案件についての話合いの中で、5番委員さんがこの農業委員さんの会長さんに代わって会長席に座って、県の申請をある程度クリアするために分けさせていただいたという形になっている、そういう形なので申請数が多かったと、そういうふうに述べられておるんですけども、これはどういうことでしょうか。まずお聞きしたいと思います。

○議長（伊都堅仁君） 農業委員会事務局長、吉見君。

○農業委員会事務局長（吉見将人君） 美濃議員の再質問にお答えさせていただきます。

幾つも分かれたというのは、多分49、50キロワット未満で分割したということであるかと思います。

以上でございます。

○議長（伊都堅仁君） 11番、美濃良和君。

○11番（美濃良和君） 今、答弁がございましたように、県の条例ですね、50キロワット以上のものについては県の条例の審査が要るわけですね。そういうふうなことで、これをクリアするためにということで、これは本来、これに関する、県のほうでやってる、国のほうですか、あれでも、1枚の田については、これは二つある、または三つあっても一つとして考えなければならないと。トータルしたものでなければならないということになってますよね。それは、この農業委員会場でこういうふうにクリアするために分けたというふうにこれとれるわけなんですけれども、これはやり方としては間違っているのではないのでしょうか。実際、清水橋のそばの4枚の田ですね、このうち特に上下二つの田が、あれは買えば当然一枚になるものが、分けて申請をしているという、これはやはり間違っているのではないのでしょうか。

○議長（伊都堅仁君） 農業委員会事務局長、吉見君。

○農業委員会事務局長（吉見将人君） 美濃議員の再々質問にお答えさせていただきます。

まず、美濃議員おっしゃられている部分の50キロワットといいますのは、保安規則が50キロワットを超えますと保安規則が適用されるという部分で、基本的に全国的に太陽光発電業者は49.5であったり49ぐらいで収めてきてることが多いかと思います。それは基本的には国の法律等々から逃れたりというふうになるのかな、ちょっと分からないんですが、そうした形で多分流れてきてるかと思います。

当町におきましても同様に、50キロワット未満ということで分割という形にはなっていますが、当町における福井地区のFIT法の認可については、その適用以前に認可されたものでございますので、当町としてはそういうふうな話になったかと思えます。

以上でございます。

○議長（伊都堅仁君） 11番、美濃良和君。

○11番（美濃良和君） すみません、ちょっと今、私、その前の部分で、県の認可ということについて、その50キロワットという二つ、50キロワットというこの県の条例と、これだけではなく、もう一つあるということなんですか。ちょっとその辺のところもう一回お願いしたいと思います。

○議長（伊都堅仁君） 農業委員会事務局長、吉見君。

○農業委員会事務局長（吉見将人君） 美濃議員の質問にお答えさせていただきます。

全国的に起こっている中で、保安規制逃れというふうな感じで新聞にも出ております。内容につきましては、詳しい部分はちょっと理解はしてございませんが、多分その部分、FIT法の認定を受けた上で、分割して、保安規制をそこから外れるような形で申請されたのではないかなと思っております。

以上でございます。

○議長（伊都堅仁君） 11番、美濃良和君。

○11番（美濃良和君） ありがとうございます。それで、私の質問をしてまいりまして、やはり先ほど住民課長さんも答弁されて、やっぱり一つは県のほうの、現在、業者のほうとの話合いですね。それでうまく話し合ってくれというふうなことで業者のほうに言われたようでございますけれども、それについてはどうですか。

それから、町としても、私は農業委員会の役割で農地間の紛争もさせてはならないということでございますけれども、基本的にこの地域という狭いところですから、そのところで、農業を進めていく上でも、やはり紛争とかそういうものがあれば問題があると。そういうふうなことも含めて皆さん方お考えで農業委員会が進められてるというふうに思うんですけれども、その辺のことについても一言お聞きしたいと思います。

○議長（伊都堅仁君） 農業委員会事務局長、吉見君。

○農業委員会事務局長（吉見将人君） 美濃議員の御質問にお答えさせていただきます。

ます。

実際に農業委員会でこの太陽光発電の問題というのは全国にございます。その中で、このように問題になっているという部分は大概、行政と地域とその業者とか、いろいろ絡みはあるんですが、大概是司法の場に行って判断を求めているような内容でございます。訴えの取下げであったりという形になってます。それは農地法の範囲内で、景観法であったり民法の意思という部分は入れることができず、その部分については司法の場で争いがございます。

中には、過去に、1個例を言いますと、昭和49年の最高裁、今回、当町でも問題になった同意書の関係でございますが、その同意書については、最高裁の判例で、農業委員会が判断する中で許可の判断資料とするため、農業委員会が隣接農地所有者の承諾の添付を求めたとしても、売主買主間において特設の約束がない場合、売主、隣接農地の所有者の承諾取付義務を負うことはないとされています。

うちの町の場合は、今回、区長の同意は排水、今回の開発地からの雨水の排水をいただく同意をもらえなかったという分でございますが、その分につきましても、裁判にいきますと、それはいただく必要がないという判決が出てまして、当町の農業委員会としても非常に判断に苦しんでいるところでございます。

以上でございます。

○議長（伊都堅仁君） 11番、美濃良和君。

○11番（美濃良和君） ちょっともう一回お聞きしますけども、住民課長さんが答えられたですね。業者が地域の方々と要するに円満にと、そういうふうな話合いをするようにお話をしてくれたと。そういうことについてはどうであるのか。

それから、もう一点は、今、農振地域の除外もされてしまってるわけなんですけれども、こここのところで、次の農地転用ですね、このことについての流れについても御説明をお願いしたいと思います。

○議長（伊都堅仁君） 住民課長、東浦君。

○住民課長（東浦功三君） 美濃議員の御質問にお答えしたいと思います。

業者に申し入れました件につきましてですが、業者に住民の方と理解を深めていただくように、不安に感じておるという状況も全て伝えた上で、話合いを持っていただくようお願いをいたしました。これは、環境省の太陽光発電の環境配慮ガイドラインというものがございます。それに沿ってやっていただくようこちらのほうから申し入れまし

た。電話でもお話をさせていただいて、そのように配慮していきたいという回答を得ておりますので、御理解いただきますようよろしくお願いします。

○議長（伊都堅仁君） 農業委員会事務局長、吉見君。

○農業委員会事務局長（吉見將人君） 美濃議員の再質問にお答えさせていただきます。

農地転用の申請につきましては、一切今のところ農業委員会には話はございません。いつ提出されるかなどの情報もございません。

以上でございます。

○議長（伊都堅仁君） 11番、美濃良和君。

○11番（美濃良和君） ということで、何にしても住民の方々が心配されているということについての、そういうふうな心配事が払拭されるということが大前提になってきてると。そういうふうに理解してよろしいんですね。

農振から次の農地転用についても、これについてはまだまだそういうふうに出てくる兆しというようなことはない。ちょっと聞いたら、今、向こうの業者の方々も、業者のほうでも農地転用についてはちょっと今するべきではないというふうなことを考えているように聞いたんですけど、そういうことについてはどうでしょうか。

○議長（伊都堅仁君） 農業委員会事務局長、吉見君。

○農業委員会事務局長（吉見將人君） 美濃議員の御質問にお答えさせていただきます。

情報は一切今のところございません。先ほど住民課長のほうからお伝えしたところでございますが、私どもの農業委員会としまして、6月9日付で区長の判こが住民の同意をいただいている旨の内容、それから、地域にやはりこういう問題が起こってはならないということで、しっかりと住民に丁寧に説明するように通知文を9日付で提出させていただいております。そういうことで御理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（伊都堅仁君） 住民課長、東浦君。

○住民課長（東浦功三君） 6月8日にこちらのほうから業者に対して申入れを行いましたが、まず、役場といたしましても、地域住民の不安や戸惑いを解消していただくことが大前提だと考えております。その旨住民の方々と十分対話をさせていただくように、それを事業者の責任としてやっていただくように申入れを行ったところでござい

す。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 11番、美濃良和君。

○11番（美濃良和君） ありがとうございます。環境を守っていくということについて、町としてもさらに御努力をお願いしたいと思います。

次に移りたいと思います。コロナ対策について、今お聞きしたわけでございますけれども、こども園と、それから学校について、施設の手洗いとか、そういうこと等が説明があったんですけれども、そういうふうなこども園の子供あるいは先生方ですね、特にこども園というのは、小さい子供がこれから、あつてはなりませんけれども、陽性者になっていくということもあるわけでございますけれども、先生方としたら、どんな子であつても寄ってくる子供については拒めない、当然大事にしていかなきゃならないということですから、こういう学校の先生方についても予防接種等進めていかなければならんのではないかというふうに思うんですね。

また、PCRの検査等も頻繁に行つて、陽性者、あるいはそういう反応、発熱とかそういうふうな症状が出ない方々が要するに感染をさせていくことにもなっていることから、そんな方々を早く発見することも必要ではないかというふうに思うんですけれども、その対策についてはどうであるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（伊都堅仁君） 保健福祉課長、森谷君。

○保健福祉課長（森谷善彦君） 美濃議員の再質問にお答えします。

小中学校のコロナ対策については、先ほど答弁させていただいたとおり、子供に限らず、先生の体調管理、体温をきちんと毎日測つて、行った上で、子供の手洗いとか施設の消毒というところを徹底しているところでございます。

ワクチン接種については、町独自の優先接種対象者として、小中学校の先生であつたり、こども園の職員についてできるだけ早く接種していきたいと考えておりますので、このあたりについてはワクチン接種を優先的に進めてまいります。

なお、PCRの検査についても、現在行つてはないんですが、ワクチン接種をできるだけ進めるということで対策に代えていきたいと考えておりますので、御理解賜りますようよろしくお願いします。

○議長（伊都堅仁君） 11番、美濃良和君。

○11番（美濃良和君） その体調管理ということは大事であつて、ただ、いろい

ろ町として体制的な問題からいろいろな問題があつて、その上での考えのことと思いますけれども、しかし、体調というんですか、要するに体温が上がったり、そういう症状が出てなくても、要するにうつすというんですか、そういうことがあることが報告されてるんですよ。社会的検査と言われますけれども、要は町民全部にそういうふうにしていければ、一番陽性者を早く隔離できて、うつすことを抑えていくということになるんでしょうけれども、何にしても、こういう施設ですから、その辺のところを考えていかなければならんのじゃないでしょうか。ワクチンは当然、そういうことで今進めているんですから、やっていただかなきゃならない既定の方向だと思うんですけれども、その検査についてはどうであるのか、もう一度お聞きしたいと思います。

○議長（伊都堅仁君） 保健福祉課長、森谷君。

○保健福祉課長（森谷善彦君） PCR検査については、前回の議会でも答弁させていただいたんですが、検査にかかる日数についてはかなりの日数がかかってしまいます。すぐに、即座に判定するものではないので、抗原検査というものを入所施設のほうでは取り入れてやっているところもある、県内の入所施設についてはそういうような運用をしてるところなので、そのあたりもちょっと含めて検討はしていきたいと考えておりますので、PCRという即座に判定できるものではなくて、そういうようなものの検査体制ということも検討を今後視野に入れてしたいとは思います。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 11番、美濃良和君。

○11番（美濃良和君） 何にしても、時間がかかるにしても、そういうふうにしてできるだけかかった方々、陽性者、あるいは、まだまだ症状は出ないけれどもそういうふうなうつす可能性のある方々をやはり検査で早く発見というんですか、していく対応が必要であるかというふうに思います。検討していただくということなので、この問題をおきたいと思います。

次に、残土処理の問題ですね。この問題については大変、もともと美里町でつくられた残土処理場なんですよ。そのときはまだこんなに多く土が入ってくるというふうなことが、皆そこまで心配されてなかったと。それが最近、紀の川の残土が入ってくることによって、非常にどうなってくるんかという心配にもつながってきているのではないかというふうに思うんですね。

以前からお話のあるように、今この残土が要するに放り込まれているところ、その間

に、永谷川までの間に一定の場所があります、確かに。調整池に見立ててる池もあるようでありますけれども、やはり心配をする方々にとって、これでなかなか心配というのは払拭できないと。

特に谷についてはどうですか。やはり浅いというんですか、非常に谷が浅いために、一定の水が来れば氾濫する可能性を、一度見ていただいたら分かる、見ていただいてると思いますけども、非常にそういう心配のあるところなんですよ。しかも蛇行してますから、蛇行して当たるところについては当然水かさが上がっていくのは見えていますから、その辺のところも含めて、さらに、また暗渠ですね。旧国道の下を通ってる暗渠についても非常に小さいように思いますけれども、その辺の谷の整備を進めて一定の安心をしていただくということについてはどうでしょうか。

○議長（伊都堅仁君） 建設課長、米田君。

○建設課長（米田和弘君） 美濃議員の御質問にお答えいたします。

永谷川の谷川の問題であるかと思います。当初、町としては残土処分場の運営を始めるに当たりまして、現地測量や調査等々を踏まえて、安全性を確保して運営しているという認識は持っております。ただ、永谷川につきましては、小さい川でありまして、通常水量もさほど大きくない。その中で、全体流域から見た発生水量等々、洪水量の安全性を確保しているという判断の下やっているわけなんですけれども、洗堀されるおそれがある部分につきましては、今後適切に改修なりを考えていきたいとは思っております。

あと、国道３７０号線の下のカルバートにつきましても、その当時の、その当時といえますか、全体流量で見たときの断面等々から考えたら、さほど問題はないのかなというような形の認識を持っております。

以上でございます。

○議長（伊都堅仁君） １１番、美濃良和君。

○１１番（美濃良和君） いろいろと不安の解消のために考えていただけるということなんですけれども、具体的にはどういうふうなことを考えておられるんですか。今一つ、暗渠については十分できるんだと、こういうふうな説明であったんですけれども、今まで確かにあそこを水が越えずに浸水したと、そういうふうな話はございませんけれども、今後のこともありますし、やっぱり検討し直さなきゃならん問題ではないですか。しかもあの施設については非常に古いんですよ。６０年やそこらは経っているのでは

ないかというふうに思うんですけども、その辺のところについてもう一度お願いしたいと思います。

○議長（伊都堅仁君） 建設課長、米田君。

○建設課長（米田和弘君） 美濃議員の御質問にお答えいたします。

確かに暗渠部分についてはかなり古い状態ではありますけれども、機能は十分保たれていると考えてございます。実際、永谷川の護岸につきましては、残土処分場を始めるに当たり、護岸改修等々を行ってございます。しかしながら、まだ自然の護岸もございまして、その部分について、洗堀されるおそれのある部分につきましてはしっかりと対策を行っていききたいと思っております。

それと、当然、土砂搬入によりまして周辺への影響等々もございまして。先般、路面清掃車のほうの議案も認めていただきましたので、それも十分活用して、不安の解消に努めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたしたいと思っております。

以上でございます。

○議長（伊都堅仁君） 11番、美濃良和君。

○11番（美濃良和君） 対策を取っていただくと。今、御説明もあったように、護岸改修された部分というのは一定の距離しかないんですよね。その前後についてはいまだにそのままの状況になっているということで、それについてはしっかりやっていただきたいというふうに思います。

それから、説明会、1回目のところで答弁があったんですけども、やっていただくということでありますので、それ大体いつ頃になるんかだけでもう一度お願いしたいと思っております。

○議長（伊都堅仁君） 建設課長、米田君。

○建設課長（米田和弘君） 美濃議員の御質問にお答えいたします。

説明会のほう、再度のいつ頃になるかということなんですけれども、ちょっと今いろいろと場内の整備というのも行っております。法面の補修工事であったり、暗渠管の敷設延長工事等々を行っております。その工事がある程度めどがついた時点で説明会を行っていききたいと思っております。実際、状況を見ていただくということが安心の材料につながるのではないかなと思っておりますので、対策が済み次第、早急に行っていききたいと思っておりますので、よろしくお願いいたしたいと思っております。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 11番、美濃良和君。

○11番（美濃良和君） 大体めどがついた時点ということでございますけれども、大体いつ頃を予定されてるのか、その辺についてはどうですか。

○議長（伊都堅仁君） 建設課長、米田君。

○建設課長（米田和弘君） 今年度事業で取りあえず暗渠管の延伸工事というのも発注済みでございますので、ある程度そのあたりの状況、法面の状況というのが固まった時点でやっていきたいなとは思っております。今年度中にはやっていきたいなと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（伊都堅仁君） 11番、美濃良和君。

○11番（美濃良和君） 今年度中ということは、来年の4月までということなんですね。例えば、よう言うんが、盆までにやるとか、盆過ぎまでとか、そんなところのぐらいのあれは示せないんですか。

○議長（伊都堅仁君） 建設課長、米田君。

○建設課長（米田和弘君） 美濃議員の御質問にお答えいたします。

今の時点である程度形となったもので見ていただくほうがいいかと思います。そういった意味から、盆までとか、そういった部分でちょっと区切らせていただくのはちょっと困難かなと思います。実施していく中で、当然、支障になることも生じてくるかもしれません。そういった意味でも、取り急ぎは年度内中にやっていきたいなと思っておりますので、御理解賜りたいと思います。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 11番、美濃良和君。

○11番（美濃良和君） できるだけ早く住民の方々が安心していただけるような取組をしていただくように、これは要望にしておきまして、次に、中学校統合問題について再度お聞きしたいと思うんですけれども、この問題についてはいろいろとあるんでしょうけれども、一つには、先ほどからお聞きしているように、何でこのように急がれてるのかなというのがあるんです。保護者、当事者の方々もまだ納得をされていないようです。そんな状況の中でこの統合というのはいまいくのかどうか、その辺のところはどうであるのか、お聞きしたいと思います。要するに、どうして来年の4月というふうに決められてきたのか、そのところをお聞きしたいと思います。

○議長（伊都堅仁君） 教育次長、曲里君。

○教育次長（曲里充司君） 美濃議員の御質問にお答えをさせていただきたいと思
います。

今後、2クラス編制できる可能性がある期間というのは今後6年間になります。でき
るだけ多くの生徒に統合によるメリットを享受してもらいたい、そういう思いで現在進
めているということでございます。今後、保護者の皆様に対しましても、また不安であ
ったり疑問であったりということでお答えをしながら進めさせていただく、そういうス
タンスで考えております。

以上でございます。

○議長（伊都堅仁君） 11番、美濃良和君。

○11番（美濃良和君） そのメリットを感じていただくと。そういうことで当然
あったんですけども、先ほども言いましたように、スケールメリット、増えることに
よって、いろんな以前の説明にあった、先生の数を確認できると。少しでも確認できる
ということを考えているというふうなお話が以前ありましたけれども、そういうふうな
メリットもあるでしょうけれども、また、少ない児童におけるメリットもあるわけす
よね。そういうふうなことがあるわけですけども、何で来年の4月1日というふうに
設定されたのか、その辺についてもう一度説明いただきたいと思います。

○議長（伊都堅仁君） 教育次長、曲里君。

○教育次長（曲里充司君） 先ほどの答弁と重複しますが、今後、2学級、現在で
も1クラス当たり恐らく19人から28名ぐらいの比較的少人数のクラス編制になるこ
とが想定されます。できるだけ新しい人間関係をつくったり、また新しい自分を発見で
きる、そういうふうな友達が多くなることによって享受できる、そういうふうな外的な
刺激もありますので、そこら辺皆様にも御理解いただきながら、統合の話を進めさせて
いただければと思います。

以上でございます。

○議長（伊都堅仁君） 11番、美濃良和君。

○11番（美濃良和君） 聞けば、美里中学校に、小学校ですかね、下神野小学校
ですか、要するに話聞けば大きな学校でもないんですよ。でも、そこでうまくいかな
かった子がこっちに来てうまくいってると。そんな子供もあるというふうに、教育委員
さんのほうへもそれは聞いておられると思いますけれども、そんな子供にとって、今言
うところの問題はやはり理解、喜ばないということになるんじゃないかというふうに思

いますけれども、その辺等についてはどうなんですか。

○議長（伊都堅仁君） 教育長、東中君。

○教育長（東中啓吉君） 美濃議員の御質問にお答えしたいと思います。

今の質問は、小さな集団から大きな集団に移った場合にということだったと思うんですけども、うまくいかなかったがうまくいくようになったということだったと思うんですけども、実はここ10年考えてみたときに、結構下神野小学校を卒業した子供たちが大体3割程度美里中学校じゃなくて他の中学校に行ってる例があります。それはやっぱり子供たちの願いついていうのは何かというと、やっぱり部活を選択したいんだということ。あるいは、友達を選択したい。部活動のときの友達はこの子たち、学習するときの友達はこの子たちという、そういった選択をしたいという一つの表れではないかというように考えています。

大きな集団になりますと、将来、紀美野町にお互いに社会に出たときに支え合える、そういった大きな集団も、友達、仲間もありますし、そこでうまくいったのではないかというふうに思うんですけども、そういうことでよろしかったでしょうか。

○議長（伊都堅仁君） 11番、美濃良和君。

○11番（美濃良和君） 私はあくまでも当事者が納得をしての方向で進めてもらいたい。今、私言いましたのは、要するに、よそ、近くなんですけど、近くの学区におって、そこでうまくなじめなかった子供が、たしか下神野小学校でしたかね、に来て、そこでうまくいっていると。そういうふうな少数の中でうまくいっている子供たちにとっては、統合というのは問題もまた含んでおると。そんないろんなケースがある中で、皆さん方が納得してもらえだけの時間を取るべきではないかと。そういうことを申し上げているんですが、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（伊都堅仁君） 教育長、東中君。

○教育長（東中啓吉君） 美濃議員の今の御質問にお答えします。

逆のパターンだったんですね。もちろん小規模な集団の中でうまくいく場合もあるし、大きな集団の中でうまくいく場合、それは個々によってそれぞれ違いがあると思うんですけども、確かに大きな声には出てませんが、早く大きな集団になってほしいという願ひももちろんありますし、いやいや、このまま置いてほしいという反対の声ももちろんあることは認識してます。

その反対の声の大半はやっぱり不安、不安感なんですね。大きなところに行ったとき

に自分が果たして友達になれるんだろうとか、いじめられはしないかという不安、あるいは、通学するときに危険じゃないか、スクールバスはどうなってるんだろうか、そういう先の不安、それから、部活動をするに当たって、どんなふうにして行き帰り、あるいは朝練、あるいは外部活動をするときにはそれを部活動を認めてくれるんだろうとか、いろんな不安があって反対をしておられる方もいらっしゃいます。

そこで、この前の説明会のときにはいろんな不安をお聞きして、それに対応しているんなこちらが考えてることを話させてもらいました。そのときに、まだまだ不安もあると思うので、その都度聞きながら、こちらからも発信をさせていただきますよという話をさせていただきました。保護者や生徒の不安を解消して、できるだけ一人でも多くの方が理解をしていただけるように努力はしていきたいというふうに考えています。

○議長（伊都堅仁君） 11番、美濃良和君。

○11番（美濃良和君） 懸命に子供たちのために頑張っている、その誠意には大変敬意を表したいと思うんです。ただ、先ほどから申し上げているとおり、当人の方々が納得をするという、そういうふうな行政というのが当然一般であろう、教育であれ、進めていかなきゃならない基本であるかというふうに思うんですね。

今もお話ありましたけども、例えば今、美里中の2年生というのは6人ですよ。小学校では二桁あったのが、先生言われるように、中学校に行くときにそれぞれ違った学校に行ってしまったと。そういうことからそうなったかというふうに思うんですが、6人はそれなりにやってるんですけれども、多いのは、そういうふうに自分の選択ができるんですよ。でも、小さいところであつたら、自分らは小さいものが、あくまでも自分たちがこのままいたいんだよという方のそういうふうな願いというのは、これはやはり願いとして受け止めなきゃならんかというふうに思うんです。ですから、やはりこの問題についてはもう少しゆっくりと見ていくことが必要ではないかということ为先ほどから申し上げてるんですけれども、そういう姿勢を取っていただけないんでしょうか。

○議長（伊都堅仁君） 教育長、東中君。

○教育長（東中啓吉君） 今的美濃議員の御質問にお答えします。

子供たちの願いは、これはもうしっかりと受け止めていきたいというふうに思います。子供たちというのは、環境が変わったときにやっぱり不安になるわけですね。多くの人数に入ったときに自分が果たしてうまくいけるんだろうかという不安になります。ところが、それを実際にそういう場になると、よかったな、友達たくさんできたなとか、今、

自分が考えてる不安が払拭できると思うんです。

それは何かというと、これから計画してるんですけども、合同授業とか交流授業とか、いろいろ考えてくれています。学校も。例えば体育の合同授業やってみようとか、そういうことを通じて子供たちが、よし、今度新しい学校を自分たちでつくるんだというような、そういう思いを持てるようにしていけたらなというふうに思っていますので、御理解よろしくをお願いします。

○議長（伊都堅仁君） 11番、美濃良和君。

○11番（美濃良和君） 一生懸命やっていたいている方々に対してこういうふうに質問していくことについては私もちょっと辛いんですけども、しかし、それでは、最後までやはりこのままいたいんだと、統合してもらいたくないという方々が残った場合はどうなるんでしょうか。

○議長（伊都堅仁君） 教育長、東中君。

○教育長（東中啓吉君） 美濃議員の再質問にお答えします。

そういうふうにならないように、一生懸命に理解をしていただくようにしていきたいというふうに思っています。

○議長（伊都堅仁君） 11番、美濃良和君。

○11番（美濃良和君） 大変いろんな立場というんですか、そういう立場というよりも、多少の考え方の違う中でも子供たちのために頑張ってもらいたいと思います。ただ、やはり何といても基本的人権である、それぞれの持つておられる当事者の方々の考え、これはもう大事にやっていただくということについて、これは要望として次に進みたいと思います。

この水害対策ですね。最後の問題でございますけれども、いろいろと御説明あったように、本川、真国川、それから梅本川と、それぞれの水害対策に取ってきているということでございますけれども、県のほうは、今やってるのが本川ですか、しゅんせつの計画を持ってやってきているということでございますけれども、今、課長さんの答弁でもありましたけれども、まだ海南ですか、のあたりのようですね。基本的にこっちまで来るのには20年ほどの時間がかかるような話もありましたけれども、20年というと非常に長いんですね。その間に、今、課長さんも答弁のあった、地域の方々がどないなっていくんか分からん、大きな雨がなければいいんですけども、こいつばかりは分からんわけですから、できるだけ被害を少なくするという対策を、もちろん取っていただい

てると思いますけれども、先ほど御説明あった地域の、この付近のしゅんせつとか、邪魔になるものの排除っていうんですか、そういうようなところ、具体的にはどうなっていますか。

もうぼちぼち、梅雨も中休みとかって言われてますけれども、まだこれから降ってくる可能性もあって、さらに本格的な心配する台風ですね、それもだんだんと時間的に迫ってきてる中で、これから短い期間ですけれども、その対策をもう一度お示し願いたいと思います。

○議長（伊都堅仁君） 建設課長、米田君。

○建設課長（米田和弘君） それでは、美濃議員の御質問にお答えいたします。

議員さん御存じのとおり、真国川、貴志川につきましては、管理者は県となりまして、それぞれのしゅんせつ要望につきましては、町村会、また県要望などによって強く早期実施を申し入れている状況でございます。

ただ、河川整備計画とは別に、護岸等の不良箇所につきましては、確認でき次第、都度県に要望した上で改修事業を実施していただいておりますのでございます。しゅんせつにつきましても、ある程度県のほうで順繰りにやっていただいておりますので、現在、私の知るところで、本年度中に貴志川と真国川につきましてはしゅんせつ等の事業を実施するというところで伺っております。

以上でございます。

○議長（伊都堅仁君） 11番、美濃良和君。

○11番（美濃良和君） 御努力に敬意を表しますけれども、あと、いつ頃になってくるのかですね。先ほど梅本川の話もございましたけれども、具体的に、今年度中ということなんですけど、今年の大きな災害時期、これから控えているわけなんですけれども、その関係からしてはどうなのでしょう。時期の問題です。

○議長（伊都堅仁君） 建設課長、米田君。

○建設課長（米田和弘君） 美濃議員の御質問にお答えいたします。

いつ頃になってくるのかという部分につきましては、ちょっと私ども町のほうではなかなかお答えすることはできないと思います。ただ、漁協等も当然ございますので、そのあたりと県のほうで協議の上、実施予定ということで御理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（伊都堅仁君） 以上をもって、美濃良和君の一般質問が終わりました。
しばらく休憩します。

休 憩

（午前 10 時 32 分）

再 開

○議長（伊都堅仁君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前 10 時 44 分）

○議長（伊都堅仁君） 続いて、7 番、西口 優君の一般質問を許可します。

（7 番 西口 優君 登壇）

○7 番（西口 優君） 先ほどの美濃議員と少し質問が重複する部分もございます。

1 点目の 1、コロナワクチン接種について。

4 月 15 日よりコロナワクチンの受付が始まりました。それに伴い、電話がつながらなかったとの苦情を多数聞かせていただきました。改善策として、はがき申込みと変更されています。これにより高齢希望者全員が接種できるようになっているのか。初めてのコロナワクチン、接種の判断にも、今回もう少し様子を見たいと思う人もいると思われます。このような人がいた場合、後日の接種は可能か。

1 点目の 2、接種場所も総合福祉センターで受ける集団接種と町内医療機関で受ける個別接種に分かれているし、予約を取っての多人数の接種、予約をしていながら何らかの都合でその日に接種できない人も出てこようかと思います。ワクチンが無駄にならないようにどのような対策を取っているのか。

1 点目の 3、命の重さは若者も高齢者も同じであります。紀美野町では若者を含めた今後の接種予定についてどのようにしていくのか。

2 点目です。きみの長寿プラン 2021 について。

これから高齢化問題は避けて通れません。冊子の第 2 章第 2 節には、地域包括支援センターの総合相談や保健師の地区担当の関わりによる総合的な相談体制の継続、交通手段をはじめ外出方法の検討、高齢者の安全運転の指導等の施策、地域サロンほか、一緒に食事をする機会の提供や、歯科保健の啓発、買物対策や軽微な生活支援サービスの体制整備、収入のあるシルバー人材センターなど生きがいにもつながる活動の周知や普及、地域サロンや介護予防の通いの場、公民館活動など地域での自主活動につながる支援、

ふだんの関わりや交流が助け合いにつながっていくことから、通いの場などへの支援などが必要との役場の認識ですが、これらの諸問題について、具体的にどのように改善していくという部分が抜けています。施策をどのように考えているのか。

3点目です。洪水ハザードマップによる避難場所の検証について。

紀美野町洪水ハザードマップによると、大雨や洪水時は避難しないでくださいと書かれた公的施設が多数あります。つくるときは地元の意向を最大限考慮してつくられたものと思いますが、役場としては、災害時、避難場所としての利用を考えれば、もう一工夫が必要だったと思うのです。危険箇所につくられた経緯はどうだったのか。また、今後の公的施設を考えたときの生かし方をどのように考えているのか。

4点目、道の駅構想について。

道の駅検討委員会ができて、役場はどうしても道の駅をつくるという姿勢のようですが、役場がサービス業に関わると、指定管理者で営業のような仕組みになってしまい、毎年の持ち出しが確定するようなものです。田舎では地域の活性化のために道の駅が必要かもしれません。費用負担に見合う長所をどのように考えているのか。

5点目です。雑草の刈取りについて。

人口減少、高齢化社会がこれだけ進んでくると、雑草の生育に負けそうになってきます。県道については県が管理してくれますが、町道については地元の協力を頼らなければなりません。それでも財産管理など各課で雑草等刈取委託料が設けられています。もちろん建設課でも雑草等刈取委託料が設けられています。この委託料は町道の管理に使っているものと理解していたのですが、町道はあまりにも広い。予算執行について使途基準はどうなっているのか。

6点目、マイナンバーカードについて。

役場玄関の突き当たりに、今後、マイナンバーカードが健康保険証に代わるということが書かれています。公示ではありませんが、このような場所に表示をするということは、マイナンバーカードが健康保険証として使える日が近いと思われます。今後どのように進んでいくのか。

7点目です。かじか荘の採算ラインの集客数について。

かじか荘の省エネにかかった金額1億4,630万円、本館解体撤去工事に8,072万円、大変な金額です。もちろん地域のにぎわい、活性化なども考慮に入れて、採算だけを考えるものでもありませんが、採算ラインを考えれば、集客は年何人が来てくれ

ば維持管理が可能か。

8 点目です。アユ釣り客の減少について。

ニュースによると、県内各地域でアユ釣りが行われています。町内では近年アユの友釣り客を見かけなくなりました。以前はどの場所に行っても朝から夕方まで一日中釣り客があったものです。放流事業費補助金が少なくなっているわけでもなく、例年265万円を貴志川漁業協同組合に放流事業費補助金として使っています。県内の他の河川でアユ釣りができているのに、貴志川ではアユ釣り客が激減しています。この貴志川の水資源を生かすために、釣り客が激減している原因がどこにあると考えるか。

9 点目です。熊を捕獲した場合の対応について。

一時期、連日の防災無線による熊の目撃情報を報じていました。和歌山県に生息するツキノワグマは紀伊半島の地域個体群として絶滅のおそれのある希少動物に指定され、狩猟を禁止しています。危険ですが、殺処分することができないのであれば、捕獲した後の放獣時に位置確認のためのGPSチップを取り付けてはどうか。

10 点目です。テレビの電波障害について。

残土処理場へ毎日かなりの数、搬入トラックが通行しています。道路の傷み具合についてはやむを得ないところですが、通行によって一部地域でテレビに電波障害が起こると聞きました。私が聞いたのは一部地域だけですが、因果関係、また、このようなことは他の地域でも起こっているのか。

以上です。

(7 番 西口 優君 降壇)

○議長 (伊都堅仁君) それでは、西口 優君の質問に対する当局の答弁を求めます。

保健福祉課長、森谷君。

(保健福祉課長 森谷善彦君 登壇)

○保健福祉課長 (森谷善彦君) 私からは、1 つ目のコロナウイルスワクチン接種について、それから、2 つ目のきみの長寿プラン2021についてお答えします。

まず、1 つ目の御質問、新型コロナウイルスワクチン接種についてお答えします。

まず、65 歳以上の方のコロナワクチン接種は5月1日より開始しておりますが、第1回目の接種受付では、電話がつかない状況が続き、皆様には大変御迷惑をおかけしたことをおわび申し上げます。

さて、2回目の接種の案内では、はがきによる申込みに改善し、また、希望する方全ての方が接種できるよう体制を整えているところです。

さて、議員御指摘のコロナワクチン接種を見合わせた方については、後日の接種は可能かという御質問だったと思うんですが、その部分については可能でございます。保健福祉課内のコロナワクチン対策室にお問合せいただければ、接種日の調整をさせていただきたいと考えております。なお、このことについては、町民の皆さんへ広く広報で周知してまいりたいと思います。

次に、予約をされていて何らかの御都合でキャンセルをせざるを得ない場合もございます。その場合、ワクチンが無駄にならないよう、急なキャンセルが出た場合の対応について、町では優先的に接種できる対象者を定め、接種いたします。優先接種者については、現在、コロナワクチン接種会場の従事者、町内居宅サービス事業所の介護事業者、こども園の職員、小中学校の職員として、現在、町ホームページに掲載し、公表しているところでございます。

次に、65歳以上の方のワクチン接種は、基礎疾患等がある場合などどうしても個別医療機関を希望する方を除き、7月下旬には終了の予定です。今後、64歳以下の方の接種は、6月20日頃に案内を送付します。7月末から基礎疾患等がある方など優先接種の方から順次接種をスタートし、10月には接種を希望する12歳以上の全町民が接種完了するよう進めておりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

次に、2つ目の御質問、きみの長寿プラン2021についてお答えします。

このプランは、令和3年度から5年度までの3か年について、高齢者福祉事業及び介護保険事業について一体的に計画したもので、団塊の世代が75歳以上を迎える令和7年度、団塊ジュニア世代が65歳以上を迎える令和22年を見据えた中長期的取組を視野に入れたものとなっております。生涯を通じて生き生きと充実した生活が営めるまちづくりを基本理念とし、今後ますます高齢化が進む中で、支援を必要とする高齢者の増加が予想されていることを踏まえ、人と人、人と資源が世代や分野を越えてつながり、地域全体で支え合う地域共生社会の実現を基本方針としております。

さて、議員御指摘の冊子の第2章第2節は、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果の分析を示したものであり、それぞれの課題については、第6章第2節で、きみの長寿プラン2021の成果目標と具体的施策にて、ニーズ調査結果の課題に対する改善に向けた具体的な施策をお示ししています。基本的な目標である元気で生き生き暮らすため

の支援や地域で支える仕組みづくりを達成するため、主な取組として、高齢者、障害者、子供、生活困窮、認知症など世代を問わない総合的な相談の継続、後期高齢者質問票や健診結果、医療情報等による保健指導等の実施、関係機関等を交えた移送施策の継続支援、また、地域サロン活動の継続支援や認知症による医療機関との連携強化など、紀美野町の特性に応じた取組を行ってまいりますので、御理解、御協力のほどよろしくお願い致します。

以上、答弁とさせていただきます。

(保健福祉課長 森谷善彦君 降壇)

○議長(伊都堅仁君) 総務課長、坂君。

(総務課長 坂 詳吾君 登壇)

○総務課長(坂 詳吾君) それでは、私のほうからは、西口議員の3番目の洪水ハザードマップによる避難場所の検証についての御質問にお答えいたします。

大雨、洪水、暴風等が発生しやすい季節を迎え、町におきましても、天候を注視し、特に警戒しているところでございます。また、令和3年5月10日に災害対策基本法等の一部を改正する法律が公布され、5月20日から施行されたところでございます。その中の一つに避難情報の表し方の見直しがあります。避難勧告と避難指示を避難指示へ一本化されることとなり、避難準備・高齢者等避難開始が高齢者等避難にそれぞれ改められました。これらにつきましては、取り急ぎ6月の各戸配布にて町民の皆様へ周知させていただきました。

また、避難所については、洪水ハザードマップによりお示ししていますが、梅雨を迎えるに当たり、再度、町広報誌によりお知らせしたところでございます。

議員御指摘の危険箇所につくられた公的施設の経緯はどうだったのかという御質問でありますが、これにつきましては、貴志川における県の調査が完了したことにより、令和3年3月に洪水ハザードマップで周知したもので、危険箇所に建設したということではなく、建設された後の県の調査で対象区域と定められたということでございます。また、対象区域となったということで、その施設については、大雨や洪水時は避難しないでくださいということも住民の皆様へ周知をさせていただいたところでございます。

今後の公的施設を考えたときの生かし方をどのように考えているのかという御質問ですが、避難所については、今後、危険区域はもとより、有識者の意見や地区の状況を考慮し協議を進め、早急に見直しを行う予定としてございます。また、避難所への避難だ

けでなく、安全な知人・親戚宅への避難やホテル・旅館等といった避難方法についても利用していただき、早いうちからの避難行動を意識していただけるよう周知してまいりたいと考えてございますので、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

以上、洪水ハザードマップによる避難場所の検証についての答弁とさせていただきます。

(総務課長 坂 詳吾君 降壇)

○議長（伊都堅仁君） 企画管財課長、中前君。

(企画管財課長 中前貴康君 登壇)

○企画管財課長（中前貴康君） 私の方からは、西口議員の4番目の道の駅構想について及び7番目のかじか荘の採算ラインの集客数についての御質問にお答えいたします。

まず、4番目の道の駅構想についての御質問にお答えいたします。

以前からも御質問をいただき、答弁させていただいておりますが、道の駅とは、道路利用者への安全で快適な道路交通環境の提供と地域の振興に寄与することを目的に、駐車場、トイレ、子育て応援施設など無料で24時間利用できる道路利用者のための休憩機能、道路情報、地域の観光情報、緊急医療情報などを提供する道路利用者や地域の方々のための情報発信機能、そして、文化教養施設、観光レクリエーション施設など、道の駅をきっかけに町と町とが手を結び活力ある地域づくりを共に行うための地域の連携機能、この三つの機能を併せ持つ休憩施設でございまして、これらの休憩施設が個性豊かなにぎわいのある空間となることにより、地域の核が形成され、活力ある地域づくりや、道を介した地域連携の促進などの効果が期待されるものでございます。また、当町では、この三つの機能に加えて、防災関係施設の整備も検討していく予定でございます。

議員の費用負担に見合う長所をどのように考えているのかという御質問につきまして、今申し上げた四つの機能を施設に持たせることにより、費用負担に見合う長所になると考えてございます。その四つの機能のうち、休憩機能、情報発信機能、防災拠点機能の三つの機能については、一般的には直接採算性のない施設であります。残りの一つの機能である地域の連携機能として、農産物直売所などの販売施設を整備し、地元の特産品などを活用した活力ある地域づくりの促進や、町内に点在する観光施設、宿泊施設、各種飲食店などへの誘客促進など、道の駅単体ではなく町全体の活性化を図ること

により、道の駅の建設や運営に係る費用を上回る経済波及効果を生み出すことができる
と町では考えてございます。

しかしながら、町の考えだけで基本構想を検討していくのではなく、本年度当初予算
において御承認いただきました道の駅検討委員会において、委員の皆様方から多方面の
御意見をいただきながら道の駅基本構想を検討してまいりたいと考えておりますので、
御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

続きまして、西口議員の7番目のかじか荘の採算ラインの集客数についての御質問に
お答えいたします。

美里の湯かじか荘は、本町の豊かな地域資源の有効利用を図り、農林業の振興、地域
住民のコミュニティ活動の推進及び町民と都市住民との交流などの拠点施設として設置
されており、民間事業者の能力を活用しつつ、より一層の地域の活性化を図ることを目
的として指定管理者の指定を行ってございます。平成25年12月1日から現在まで丹
生の都プロジェクト株式会社が指定管理者として、美里の湯かじか荘本館、新館、毛原
オートキャンプ場の3施設を管理してございます。

現在、かじか荘の魅力の向上や利用者の利便性の向上につながり、利用者増加につな
がるよう、本館の解体撤去工事を実施してございます。また、令和元年度には採算ライ
ン近くまで行く見込みでありましたが、令和2年2月頃より新型コロナウイルス感染症
の拡大の影響により、令和2年4月に町から休業要請を行い、ようやく本年4月より再
開できたものでございます。

これからも町民と都市住民との交流施設の拠点として、美里の湯かじか荘のさらなる
利用者の増加を目指し、近隣のみさと天文台をはじめ、多くの地域資源である町内の施
設とできるだけタイアップしながら地域の活性化を図ってまいりたいと思いますので、
御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

以上、簡単でございますが、答弁とさせていただきます。

(企画管財課長 中前貴康君 降壇)

○議長 (伊都堅仁君) 建設課長、米田君。

(建設課長 米田和弘君 登壇)

○建設課長 (米田和弘君) 私からは、西口議員御質問の5番目の雑草の刈取りに
ついて、10番目のテレビの電波障害についてお答えさせていただきます。

さて、町では、道路通行等に支障を来す草木の対策として、道路作業員での対応や、

草刈り業務委託等により町道等の通行支障の解消を行っていますが、町道だけでも道路延長は約400キロメートル余りと対象範囲は広大で、草木など雑草の成長に追いつかず、町だけでは人力的な面や予算的な面で除草等が行き届かない実情がございます。そのため、地域の皆様に御協力をいただき、地区区長さんの要望に応じ、除草剤の配布による事業の活用により、集落周辺の道路管理を補っていただいているところでございます。

議員御質問の草刈り業務委託料ですが、令和3年度、林道維持費で24万4,000円、道路橋りょう維持費で77万円予算措置しており、林道で2路線、町道で10路線の町内の観光やハイキング等に利用される町道長谷国木原線や東福井牧場線等と、集落から離れ、人家が少なく、地区で除草等が行き届かない路線を対象としてございます。しかし、管理範囲は広く、地域の御協力を得なければ成り立っていきませんので、生活道路の通行支障解消のため、住民の皆様の引き続きの御協力をお願いしたいと存じます。

以上、簡単ではございますが、雑草の刈取りについての答弁とさせていただきます。

続きまして、10番目のテレビの電波障害についてお答えいたします。

さて、建設残土処理場への搬入は、紀の川のしゅんせつに伴う土砂の搬入や、国道370号の改修に伴う土砂の仮置き等のため、新宮橋から美里支所を経て、平成大橋の国道370号区間において車両を運行しており、周辺住民の皆様方には大変御迷惑をおかけしております。

現在、国土交通省和歌山河川国道事務所による紀の川のしゅんせつに伴う土砂の搬入が5月中旬をもって一旦終了し、国道370号の改修に伴う土砂の仮置き車両が中心となっており、搬入車両には、周辺への影響を最小限とするため、民家付近の徐行徹底や走行マナー、無線使用の禁止など、適正に運行できない事業者には搬入の禁止など、適宜指導を行っているところでございます。

さて、議員御質問の、搬入トラックの通行により一部地域でテレビの電波障害が発生しているとのことですが、搬入車両の走行経路沿線で、他の地区では特に伺っておらず、申出が明確に残っているものとしまして、令和2年4月に福田地区、5月に旧野上の長谷地区で寄せられたと記憶してございます。町では、トラックによる影響の可能性もゼロでないため、主要搬入元の国土交通省へ車両や状況確認を行い、車両の無線使用の調査等、また、車両に対し音声録音機能付ドライブレコーダー設置をしていただいた

ところでございます。

しかしながら、テレビの電波障害の要因に関しては、気象状況、建造物や山等に反射された不要な電波、電化製品等のモーター類から発生する電波、無線局からの混信障害が原因となることもございます。トラックの通行による状況が疑われる場合は、発生時の日時、場所、状況、障害の主な現象、車両のナンバー、搬入標識またはゼッケン等お知らせいただけたら、適宜確認、必要に応じ強く指導させていただきますので、皆様の御協力をお願いいたします。

以上、簡単ではございますが、テレビの電波障害についての答弁とさせていただきます。

(建設課長 米田和弘君 降壇)

○議長 (伊都堅仁君) 住民課長、東浦君。

(住民課長 東浦功三君 登壇)

○住民課長 (東浦功三君) 私のほうからは、西口議員の6番目の質問にお答えいたします。

マイナンバーカードが健康保険証に代わるというのは、従来の健康保険証による保険資格確認に加えて、医療機関等におけるオンライン資格確認システムにより、マイナンバーカードでも保険資格確認ができるようになるということでございます。現在、厚生労働省において全国で試験運用を行っており、本格運用は10月からとされております。

予定どおり進めば、10月以降、オンライン資格確認システムの導入を完了している医療機関において、従来の健康保険証に加えて、マイナンバーカードでも保険資格確認が可能となり、受診することができます。しかしながら、各医療機関においてシステム整備時期がそれぞれ異なるため、一斉に開始ということではないと思われま

す。なお、オンライン資格確認システムを導入していない医療機関での受診については、従来どおり健康保険証により資格確認を行うことになります。

以上、答弁といたします。

(住民課長 東浦功三君 降壇)

○議長 (伊都堅仁君) 産業課長、吉見君。

(産業課長 吉見将人君 登壇)

○産業課長 (吉見将人君) それでは、私からは、議員御質問の8番目のアユ釣り客の減少について及び9番目の熊を捕獲した場合の対応についての御質問にお答えさ

ていただきます。

まず、8番目のアユ釣り客の減少についてでございますが、貴志川漁業共同組合では、アユ、アマゴの遊漁事業を実施し、貴志川の魅力を伝えるとともに、水産資源の確保・増殖に取り組んでいるところでございます。貴志川漁協の令和2年度の事業報告によりますと、異常気象などで厳しい状況下にあったこと、また、冷水病被害や新型コロナウイルス感染症による事業経営の悪化などの影響が大きかったようでございます。

しかし、こうした中、フィッシングスクールの開催、キャッチ・アンド・リリース区間の設定、釣り人と一緒に資源保護や長期間釣りが楽しめる取組を続けてきたことから、アマゴの入漁は前年の2倍近くまで伸びてございます。また、アユ釣り客を増やす目的で、釣ったアユの大きさを競うイベントを実施したことにより、最終日まで盛り上がり、その結果、年券を購入した遊漁者の増加にもつながったとお聞きしてございます。

今回、令和3年6月6日に解禁を迎えておりますアユ釣りでございますが、解禁日当日、職員による巡回をしたところ、前日の雨で増水していたこともあり、小畑から下神野間では釣り客の姿は確認できませんでした。しかし、国吉から長谷宮の間では30人程度の釣り客を確認してございます。

さて、御質問のアユ釣り客が激減していることにつきましては、昨年の12月議会の一般質問でも触れさせていただきましたが、アユ釣り客の人口は新規参入者が少ないと言われてございまして、全国的に25年前をピークに10分の1まで減少したとされてございます。そのため、貴志川のアユ釣り客も減っているものと考えてございます。こういう状況を踏まえ、貴志川漁協では、一人でも多く貴志川に呼び込むため、イベントを開催し、また、古くからのお客様に声かけを行うなど、近年では、少しずつではございますが、増加傾向になってございます。今後におきましても、先進地などの取組などを研究し、貴志川漁協に助言するなど、貴志川に来られる釣り客を増やしていくため、取り組んでまいりたいと考えてございます。

以上、アユ釣り客の減少についての答弁とさせていただきます。

続きまして、9番目の熊を捕獲した場合の対応についての御質問にお答えさせていただきます。

まず、簡単に今回の経緯を説明させていただきますと、5月12日に国木原と長谷地区で複数の方より熊の目撃情報が寄せられました。その後も、小畑地区、動木JA前県道、また、別の個体であると考えられますが、生石高原の登山道からそれた隣町で目撃

情報が入りました。このことから、和歌山県ツキノワグマ保護管理指針に基づきまして、町猟友会の協力の下、和歌山県におきまして捕獲檻を設置していただきました。同時に、町としましても、看板の設置、ホームページへの掲載、防災行政無線による放送により注意喚起を行い、安全確保のため、海南警察とも協力し、朝夕のパトロールを実施したところでございます。

その後、目撃情報はなく、初めに目撃してから2週間経過した5月26日に、和歌山県と協議により捕獲檻を撤去し、防災無線の放送を終了しました。しかし、引き続き注意を促す必要がございますので、6月の回覧により周知をさせていただいてございます。

議員おっしゃるとおり、紀伊半島のツキノワグマは、環境省のレッドリストにより絶滅のおそれがある地域個体群に定められており、和歌山県におきまして保護管理指針が定められ、この指針に基づき和歌山県が行うこととなっております。この指針によりますと、捕獲したツキノワグマには、性別、体重、推定年齢のデータを記録し、耳につける標章なんですが、耳標と申します。耳標を装着するとなっております。議員御質問の放獣した熊の位置確認につきましても、必要に応じ電波発信機を装着するとなっております。

今後もしこういう事態が生じましたら、県や警察、町猟友会と協力し、町民に被害が及ばないように、注意喚起対応をしまいたいと思いますので、御理解いただけますようよろしくお願いいたします。

以上、8番目のアユ釣り客の減少について及び9番目の熊を捕獲した場合の対応についての答弁とさせていただきます。

(産業課長 吉見将人君 降壇)

○議長（伊都堅仁君） 以上で、1回目の答弁が終わりました。

これより、2回目以降の質問は、自席で起立して、通告項目に従い質問、答弁をしてください。

7番、西口 優君。

○7番（西口 優君） まず、1点目の1で、後日の接種は可能という話でございましたが、初めてのワクチンやしな、そうしたときに、副反応がこういうふうなことがありますとか、そして、効能についてはこうやとかという、そういった部分はね、ニュースでは聞く、確かに。ニュースでは聞くけど、それは自治体からそういうふうな話も何もない。ほかからの話は実際のところ全く入ってません。そんなん考えたときに、もう

しばらく様子見ようかとか、そういうふうなことがやっぱり起こると思うんですよ。実際問題として、詳しくそれは保健福祉課で聞いたらこんなことがありますよとか、そういうふうな体制が整ってないんじゃないかなと、こういうふうと思うんですけど、その点はいかがなものでしょうか。

それと、2点目のワクチンが無駄にならないという、この1点目の2ね。無駄にならないような方法という部分で、次の人に前もって、もし空いたら連絡してるのかどうか。もしそういうふうに欠員が出たときに、あんたら受けませんかとかという、そういった部分が前もって周知してるのかどうか。それを尋ねたいと思います。

それと、1点目の3。先ほどの話では、12歳以上だと思うんですけど、これについても、効果とかという部分がまだ、子供に打って大丈夫かとか、そんな部分が本当に、父兄も含めてという形になろうかと思うんですけど、うちの子に打たせて大丈夫になって、やっぱりそういうふうに不安に思うと思うんですよ。その点は、どこまで効能と副反応という部分の周知がされているのか。全く周知がなくて、ただ単にいつからこうしようらって、そういう形であったら、受けさすほうの親も心配すると思うんですよ。だから、その点もうちょっと詳しい説明を求めます。

○議長（伊都堅仁君） 保健福祉課長、森谷君。

○保健福祉課長（森谷善彦君） それでは、西口議員の御質問にお答えします。

まず、1つ目の後日の接種は可能かということで、副反応の状況について十分情報提供してるのかという質問だったと思うんですが、それについては、接種券であったりワクチンの案内を送った際に、こういう状況で副反応が出てますよとか、そういう情報提供は皆さんにさせていただいてる状況ですので、発熱した方とか、アナフィラキシーになったらどんな対応をしたらいいとか、そういう状況も含めて案内を送らせていただいておりますので、御理解いただいていると考えております。

また、2つ目のキャンセル対応の場合、どのように周知してるのかということについては、キャンセル対応については、現在、コロナワクチン接種の従事者であるとか、居宅サービス事業所の介護従事者、こども園の職員、小中学校の職員として優先接種、キャンセルが出た場合の対応として、その方々に接種していただくようリスト化をさせていただいて、医療機関であるとか集団接種でキャンセルの場合、そのような方々に優先的に来ていただくというようにしております。

また、コロナワクチン接種の効果であるとか副反応というところにつきましても、案

内のところで通知させていただいております。効果については、重症化を予防するであるとか、また、感染しにくいとか、そういうような状況についても案内で周知させていただいておりますので、そのあたりについて皆さんに御理解を十分していただいた上で接種していただきたいと考えておりますので、十分案内の内容について確認した上で接種していただきたいと考えております。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 7番、西口 優君。

○7番（西口 優君） 1つ目、1番というんですかね、副反応というのは、私も一番最初に受けたので、はがきはもちろんもらうことないんで分からないんですけど、ワクチンを打ったら効果があるよって、ここまでは分かります。だけど、これは後遺障害というのは、ただ単に副反応で微熱が出るとか、その程度だったら、何も副反応云々ということはないと思うんですよ。だけど、もし後遺障害が出たらとかって、そういうふうな部分で非常に心配するかなと。自分が打ったときに、そういう部分で、さて大丈夫かなって、やっぱりそんなに考えるということは、きっとそういうふうに考える人がほかにもあるんじゃないかなと。はがき1枚で微熱が出ますよ、その程度の話で本当に伝わってるのかどうか。その辺が微妙に思います。

それと、1点目の3の中で、子供の接種云々というの、これなんかもひょっとしたら子供の一生が狂ってくるんじゃないかと。確かに一度の微熱が出るぐらいだったら別に親は何も言わないと思うんですよ。だけど、それが後遺障害につながるようなことになったら大変やよって、だから、その点をまず心配する。特に子供の接種ということについて、まだあまりにも受けた人が少ない。そうしたときに、さて大丈夫かなって。やっぱりもうしばらく様子見ようかとか、そういうふうな話が出ると思うんですけど、その点についての認識はどうでしょうか。

○議長（伊都堅仁君） 保健福祉課長、森谷君。

○保健福祉課長（森谷善彦君） 発熱であるとか倦怠感とかいうことで、1回目接種、2回目接種のときには3割、4割の方がそういう症状になってるということで全国的な報告もいただいているところです。全国で言うと、副反応であったりアナフィラキシーの状況については、接種が2月からスタートして5月末までの現在、その方々は大体976万人接種されてて、1,157件のアナフィラキシーというか、副反応の報告がされております。そのうち139件については出血性脳卒中、くも膜下出血であると

か、心肺停止であるとか、心不全とか、そういうような状況を厚生労働省のほうのホームページで掲載をしております。

町内におかれましては、医療従事者の方が3月から、65歳以上の方は5月より接種開始しておりますが、副反応でちょっと重たい方、治療が必要な方は3件の報告を受けておりますが、その方々については、症状としては頭痛であるとか関節痛とか倦怠感とかで医療機関を受けられたということで、いずれもその3名についてはすぐに回復したということで報告が上がっております。

そういう危険性も含んでいるということについては、皆さんに案内している通知の中で全ての情報を案内することは難しいので、コロナワクチンナビとか、そういう情報を詳しく見ていただきたいということで案内をさせていただいているところですので、そのあたりについてもきちんと皆さんは理解していただいて、接種に臨んでいただきたいと思います。

また、子供の後遺症についても心配な方、もちろんあると思います。接種が始まってまだ数か月という中で、今後長期間での後遺症をもちろん心配されるところですが、今まで十分な、十分というか、厚生労働省であったり海外での臨床試験を経ての結果、安全であるということで、結果を受けて実施しているところでございますので、まだ十分な検証結果というのは、長いスパンでの結果は出てない状況ですが、現状で安心であるということで皆さんに通知しているところですので、そのあたりについて皆さんそれぞれ判断をしていただいて、接種していただきたいと考えております。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 7番、西口 優君。

○7番（西口 優君） 私自身、決して不安をあおっているわけじゃないんです。

ただ、ホームページとかコロナワクチンナビで調べたら分かるよって、そんなんでお年寄りが分かるわけがない。なかなか全部がそれで分かるかっていうたら、なかなか難しい。

だから、やっぱり分かりやすく説明して、その危険、もしワクチンを打たなかったらかかる可能性と、そして、打ってかかる率が少ないとかという、そういうふうな中で納得して進められたら一番いいかなと思うんですけど、やっぱりその点の認識が、まだやっぱり自分が打つっていうんと、それと役場の認識とのギャップがあるんじゃないかなと、こういうふうと思うんですけど、若い人らは確かに打ったほうが安全ですよ。確

かに私もそう思うし、だけど、その中で、意味が分からんとワクチンを打てとかっていうよりも、納得して打てたほうがええに決まってる。だから、決して不安をあおるわけじゃないけども、納得できるようにできるだけ進められたらええのになと。その点の考えだけでもう一回聞かせてください。

○議長（伊都堅仁君） 町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） 西口議員の再々の御質問にお答えいたしたいと思いますが、もうおっしゃるとおり、納得して、そして受けたいということはもっともやと思います。しかしながら、今現在、この実施しておるワクチン接種、これについては、厚生労働省がこれでよろしいという認可を得た上で国としてこれをやっているということでございます。あとのいろいろな情報が交差して、どれがほんまよというような状況に今なっていると思います。

しかしながら、あとは個人個人の判断で判断して、いや、わしはやめとこかというのであれば、これはもう強制はいたしておりませんのでね。そこらは御自分で御判断をいただき、そして、接種するなり、また、今回はキャンセルするということで、ひとつ御判断をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 7番、西口 優君。

○7番（西口 優君） 2点目です。きみの長寿プランのことについてですね。これから高齢化社会というのはまだまだ進んでいくと思います。大まかに考えたら、困ったときに何でも相談できる役場の窓口、確かにこれ私十分できてるように思います。ただ、出会いの場所の提供とか、それとか買物のための移動手段の確保とか、生きがいくくりっていうんですかね、こういったことについては、一般論として考えたら、これから先まだまだ紀美野町というのは人口が減ってくるし、少子高齢化が進んでくる。今よりも条件が悪くなってくる。だから、厳しい時代になってくるということは予想つくわけですが、そのときの対処がどんなやと。できていくんやろなど。そういうふうに、今よりもきっと環境が悪くなってくる中で、さて大丈夫かなと、そういうふうに思うのでね、それを尋ねたいと思います。

○議長（伊都堅仁君） 保健福祉課長、森谷君。

○保健福祉課長（森谷善彦君） 西口議員の御質問にお答えします。

議員おっしゃられるとおり、紀美野町の状況としては、高齢化率も47%を超えて、

かなりの方々が独り暮らしであったり、または高齢者同士の世帯等になっていて、状況としたらなかなか厳しいものであると思います。その部分については行政としてできるだけバックアップをしていきたいと考えております。そのための総合相談窓口体制の継続ということで、地域包括センターを一本化して、高齢者、障害者、子供という分野を問わず相談できる窓口体制を整えているところです。

また、紀美野町では保健師がそれぞれの担当地区を持って、その地区の赤ちゃんから高齢者まで全ての方が相談できる顔の見える体制づくりに努めて、より相談しやすい体制も整えているところでございます。いろんな、高齢者であったり、方と関わりが必要でございます。民生委員さんであったり、保健福祉課のほうで定期的に訪問させていただいている見守り支援員さんであるとか、重複してその方を見守っていく体制づくりというのが今後ますます重要になってきます。

一方、生きがいつくりであるとか出合いの場所の提供については、皆さん健康意識の高まりの中から、いきいき百歳体操であるとか、自主グループに参加したり、サロンに参加したりということで、いろんな地域での活動に参加していただいておりますが、そのあたりについて、町としてもできるだけそういう活動の状況について皆さんにより知っていただく必要もあるかと思います。去年、安全・安心暮らしのお役立ちガイドというものも配布していただいて、情報、行政のサービスであったり、民間でのサービスも含めて情報提供させていただいているところでございます。

今後ますます行政だけではなくて地域での、より一層地域の中での支え合いというのが求められてきますので、そのあたりについて、サークルの支援であったり、介護グループへの支援であったり、そういうところについて支援を行政としてもますますして、より地域での身近な相談できる場所をつくっていききたいと考えておりますので、御理解賜りたいと思います。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 7番、西口 優君。

○7番（西口 優君） 大まかには役場ようやってるなと思ってるんですよ。ただ、今、高齢化率が47%超えてると。そういった中で一つ心配するのは、高齢者の安全運転という部分、この安全運転の指導などの施策と、こういうふうに書いてるけど、現実問題としてこれ非常に難しい話。年寄りに安全に走れよというてもなかなか難しいし、ほやっていうて、車なしでは生活しにくいという現実があります。

そうしたときに、代わりの車はというか、交通手段があればいいけど、なかなかこれも費用のかかる話で難しい。そういったときに、さてどうしていくんかなと。そういうふうな、いい方向を考えてもらわな、それは仕方ないんやけど、何ぞええ方法ってあるんかなと。ほんまそういうふうに思ってしまう。だから、その点のちょっと考えだけ聞かせてください。

○議長（伊都堅仁君） 町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） 西口議員の御質問にお答えをいたしたいと思います。

議員のおっしゃられるとおり、議員も頭を痛められてるように、町当局もそれ以上に頭を痛めております。そうした中で、いろいろ試行錯誤する中で、議員の皆さん方にも御了解いただいたように、タクシー券の発行やら、またコミュニティバスの有料券というんかな、免許返納者に対しては減免ということで、2分の1に減額するというふうな、そういう措置まで考えて、いろいろ対応いたしておるところでございます。

これからもさらに高齢化が進む中で、今以上にまたいろいろ施策が必要になってこようかと思いますが、それについては今後また皆さん方と一緒に検討していきたい、そのように考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 7番、西口 優君。

○7番（西口 優君） 3点目です。紀美野町洪水ハザードマップと、この中で、大雨や洪水時は避難しないでくださいと、この書かれている部分、結構件数あります。そうしたときにね、実際に避難したらあかんよって、避難せんといてよってという部分の避難対策っていうんですかね、それはどのように考えてるんですか。

○議長（伊都堅仁君） 総務課長、坂君。

○総務課長（坂 詳吾君） 西口議員の御質問にお答えいたします。

ハザードマップを昨年末にお配りをいたしました。その中で、大雨洪水の災害時に浸水する可能性があるためこの施設に避難しないでくださいということで、13施設を避難しないでいただきたいということでお示しをしたところでございます。これは、ハザードマップによりまして、ここが浸水域にかかるということが判明しましたので、そういう措置を取ったところでございますが、この場所につきましては避難しないでくださいということで、その対応といたしまして、そのほか近くの避難施設のほうへ避難していただきたいということでございます。町内であればどの避難施設でも誰でも利用でき

ることになってございますので、平生から自分が一番どこが近いのか、一番どこへ避難しやすいかということをお検討いただいて、そちらへ避難していただきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（伊都堅仁君） 7番、西口 優君。

○7番（西口 優君） 若い人の避難するのやったら、町内どこへでも避難しやすい、それは分かるけど、現実問題として、災害時に、さてお年寄りがどこぞの遠くへ避難しにくいこうかってならんと思うんやけど、その点ね、ちょっと町の認識と、町やったら町内のどこの施設使ってくれてもかまへんよってわけにもいかなっしょな。そんなときに、さてその近くのところは使えやんから、町内の遠くのどこへでも避難してよって、そんなこと現実性がないというか、そんな考えたら、それでいけるんかってわけにもいかんと思うんやけど、その点の考え方ちょっと聞かせてほしい。

○議長（伊都堅仁君） 総務課長、坂君。

○総務課長（坂 詳吾君） 今、議員御質問の件についてですけども、確かに遠くへ行ってくださいというわけではないんですが、自分の一番近いところですね。近いところの安全な施設を御利用いただければということでございます。

それから、もちろんすぐに避難っていうのはなかなか難しいと思いますので、こちら情報の方は避難、先ほども言いましたように、高齢者等避難ですね、こういう情報が出された場合は早め早めの避難をしていただきたいということでございますので、余裕を持った避難を心がけていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（伊都堅仁君） 7番、西口 優君。

○7番（西口 優君） 4点目です。道の駅構想は、経済波及効果、道路の環境云々って、それは確かにいいとは思いうんやで。お金がかからなかったら。まあね、何ていうんかな、経済波及効果って、確かにそれはあるやろうけど、費用もかかって波及効果があると。こういうふうな場合だったら、道の駅ができたときにどこまでの費用負担、そういうのを最初から予定しているのなら、幾らかかってもええよというわけにいかんでしょう。

だから、ある程度の負担はあって、負担に見合うだけの効果があれば、ところが、負担のほうが高かったら意味がないさけ、だから、経済波及効果のほうが先にどのぐらい、

それに見合う費用がどのぐらい、こういうふうなある程度の概算がなければ前へ進みにくいんじゃないかなと思うんですけど、その点どうなのでしょう。

○議長（伊都堅仁君） 企画管財課長、中前君。

○企画管財課長（中前貴康君） 西口議員の質問にお答えさせていただきます。

経済波及効果を生み出すことができると現在町では考えてございますが、まず、今年度におきまして基本構想を、まず検討委員会の皆様に基本構想を検討していただきまして、その後、道の駅の整備に向けての進んでいくということになってございます。それで、まず基本構想を検討していただいた後に、その後、その基本構想を基に進めていくことになりますので、当然そのときには、費用負担でありますとか、事業費のことでありますとか、そういう経済のことも踏まえて検討していくこととなっておりますので、御理解賜りたいと思います。

○議長（伊都堅仁君） 7番、西口 優君。

○7番（西口 優君） 今の話だと、経済波及効果と費用負担というの、それはけれどもね、道の駅が絶対できるという前提で進んでいるように思うんですよ。まず試算が先にあって、それに見合うだけの効果があるから道の駅を進めようかと、こういうふうに、話としては順序がそうでなければいかんと思うんですけどね、先に道の駅できる前提でっていうんじゃないくて、先に試算をやって、試算の中で道の駅やったほうがええんちゃうかって、それじゃあやらんほうがええんちゃうかって、やっぱりそういうふうな形でないと話としてはおかしいんじゃないかと思うんですけど、その点の考えを聞かせてください。

○議長（伊都堅仁君） 町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） 西口議員の再々質問に、再々じゃないか、お答えをいたしたいと思いますが、この道の駅と今、通称言われてますが、この道の駅にはいろいろの施設が入っていると。先ほど課長の説明にもありましたが、まず休憩機能、それから情報発信機能、そして、その地域の連携機能と、こうしたことも、そしてまた、そこに防災機能、これらも入ったものを総称して、そして、これ道の駅というふうに言ってるんですね。その中の一つとして産物の販売やら、そうしたものが含まれてますよということでございますので、やはりそうしたほかの施設のことも考えますと、採算性ばかりでなしに、やはり町全体の波及効果というのを検討した上でこれをつくっていききたい、そのように思いますので、御理解賜りたいと思います。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 7番、西口 優君。

○7番（西口 優君） 5点目です。町道、先ほどの話では、町道を10路線、あんまり人の通らんとところをすと言ったけど、本当は人のようけ通るところを草刈りやってくれたほうがいいんかなって思うんやけどね。

ただ、その中で、地元の人の協力がなかったら、町道の維持管理は、それはできにくい。確かに現実問題としてそれがあるけど、その中で、高齢化が進んでいく。高齢化が進んでいって、維持管理ができるうちはええわ。できなくなってくる。そういうことが起こり得るわけやしよな。過疎になってきて、たくさんの人がいてるときは確かに問題ない。だけど、人口が少なくなってくるわ、年寄りばかりになってくるわと、そういった中で、維持管理というのは非常に難しなってくる。そうしたら、草刈りの刈取委託料というのは、増やすか、それとも何とか考えていかなんだら難しいんじゃないかなと。

ただ、実際問題としては、これだけの広い町道やけ、とても役場ではどうにもならんというのは分かりますわ。だから、そういった中でどうしていくんかなと。その10路線っていうても、何らかの基準があると思います。だからやっぱりそれが、そばから見て分かるような基準っていうのは何になってるのなって。ここを聞きたいわけよ。それでないと、あそこの道、町が草刈りやってくれるのに、こっちはやってくれやんのかって、そういうふうな話も出てこようかと思います。県道やったら県がやってくれるのに町はやってくれやんのかって、こんな話も出ようかと思うんでね。その辺の、はたから分かるように、基準っていうのがね、どうしていくんやろうなって、こんなん思うんやけど、ちょっと再度の答弁求めます。

○議長（伊都堅仁君） 建設課長、米田君。

○建設課長（米田和弘君） 西口議員の御質問にお答えいたします。

町道につきましては、道路管理は町の責任において行っていくものと考えております。しかしながら、高齢化等々によりましてなかなか行き届かない部分もあり、費用的にもどんどんと増大している現状もございます。先ほど言うていただいた委託料の雑草の刈取りなんですけれども、これにつきましては、観光に利用される道路、それから集落から離れた人家の少ない道路について活用して実施していただくということで御理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（伊都堅仁君） 7 番、西口 優君。

○7 番（西口 優君） いや、今の話はね、分からんことはないんやけど、この道とこの道との違いっていう部分が、それでは住民が理解しにくいと思うんですよ。だから、Aという道とBという道の違い、どこがこんなに違うから、ここは町ですよ、ここは地元でやってくださいねって、この違いが分かりにくいんじゃないかなって、こういうことを言うてるわけよ。

だから、普通に考えたら、それは声の大きなところへ町でやらせてもらうというんかも分からんけど、そうでなくてね、何がどんなやさけ町ですよっていう、こういうふうな、道路に関しては似たような道が幾らもあるわけやしよ。だから、そこをもっと分かりやすく地元で説明できるような話にならんかっていうて、その点のちょっと説明が伝わってこん。その10路線、草刈りやってる、けれどもその10路線に近いような道は町内幾らでもあるわけですよ。その他よ。それをどんな表現できんのなって言うてんねんで、もうちょっと説明。

○議長（伊都堅仁君） 建設課長、米田君。

○建設課長（米田和弘君） 西口議員の御質問にお答えいたします。

今、草刈り委託料で計上している道とほかの道との違いということですね。ということと御質問いただいたかと思います。ほかの道につきましても、主要な道路っていうのはたくさんありますし、同じような状況の道路というのもありますけれども、主に草刈り委託料で使用している道路につきましては、生石山へ行く道路であるとか、ふれあい公園へ行く道路であるとか、そういった町内、町外の方も活用していただけているような道路について対象としております。その行き届かない部分につきましては、町の道路作業員によって除草等々行っている状態でございますので、御理解賜りたいと思います。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 7 番、西口 優君。

○7 番（西口 優君） 6 番目です。マイナンバーカードという、先ほどの話では、10月頃からっていう話だったけど、マイナンバーカードと健康保険証というのは、健康保険証はいつまで町で発行できるのかなって、こういうように思うんですよ。医療機関が健康保険証を受付できる体制になってる、なってないって、そんなことは、健康保険証は日本全国どこでも使えるわけですよ。今はね。そうしたら、日本中の医療機関、

県外行ってもやで、ほなマイナンバーカード持って来てるねんって、それで通るわけと違わっしょな。相手のあることやけ。

だから、そなん考えたときにね、それは国がいつからって言うんなら分かるけど、そうでなくて、今現在、健康保険証が使える医療機関があっても、それが全部マイナンバーカードが使えるようにならん限りは、健康保険証と両方持っていけないかん。そうなるんかなと。そういう部分で疑問に思うわけですよ。今、自分らが北海道でも沖縄でも健康保険証は通用する。ところが、マイナンバーカードを北海道へ持って行って、うちは採用できませんって言われたときにね、どうにもならんのじゃないかって、こういうふうに思うんやけど、その点の考えをちょっと聞かせてください。

○議長（伊都堅仁君） 住民課長、東浦君。

○住民課長（東浦功三君） 西口議員の再質問にお答えいたします。

健康保険証は発行は続きます。厚生労働省はマイナンバーカードによる資格確認を令和4年度末でおおむね全ての医療機関での導入を目指すとしておるんですが、マイナンバーカードの交付率が100%になって全ての被保険者がマイナンバーカードの保険証利用を希望しない限り、マイナンバーカードと健康保険証を双方利用できる環境は継続されると考えております。マイナンバーカードは健康保険証の代わりに使えるということで、健康保険証は各保険者から記号番号含めて発行されることになっております。

以上でございます。

○議長（伊都堅仁君） 7番、西口 優君。

○7番（西口 優君） 今の話だと、医療機関にかかろうと思えば、健康保険証とマイナンバーカード、そしたらそのマイナンバーカードを持っていかなんでも、結果として健康保険証一枚持っていっぱうが便利がええということなのか。マイナンバーカードを落としたらどないなるんかなと思ってしまうと、持ってる意味がないんじゃないかと。そなん思うてしまうんやけど、マイナンバーカード一枚で健康保険証の代わりになったらそれにこしたことはないけど、現実問題としては、100%の医療機関がマイナンバーカード受け付けられるようになるまで健康保険証っていうのはやっぱり必要ということになりますか。それしかないわな。その点の考えだけちょっと再度お願いします。

○議長（伊都堅仁君） 住民課長、東浦君。

○住民課長（東浦功三君） おっしゃるとおり、健康保険証はずっと発行を、保険者から記号番号等発行されると。マイナンバーカードでなくても、じゃあ健康保険証で

十分足りるんでないかという話ですが、マイナンバーカードを保険証として利用するメリットというのもございます。というのは、受診者にとりましては、転居、それから就職、離職等の要因で保険者が変わっても、その手続さえ済んでおれば、新たな保険証の発行を待たずに医療機関や薬局の受診等ができるようになります。

それから、高額療養費制度を利用する際、限度額認定証を保険者が発行するんですが、その持参が必要なくなります。マイナンバーカードでそれが全部医療機関で確認できるようになりますので、そういった受診者にとってもメリットもございまして、それぞれの医療機関においても、過誤請求の削減、それから事務コストの削減、これが可能になるということで、健康保険証も引き続き資格確認は使えるんですが、マイナンバーカードを保険証の代わりに利用するということにこれだけのメリットがあるということでございます。

以上でございます。

○議長（伊都堅仁君） 7番、西口 優君。

○7番（西口 優君） 7点目です。かじか荘の1人当たりの消費金額掛ける年間の集客数で、それが採算ラインにのったら問題ないんやけど、それは旧美里町時代の話やけ、よく詳しいこと分らんのやけどね。これから先も大丈夫かなと思ってしまうわけよ。要は指定管理者でお金がかかっている。お金がかかるようになって、その中で、さてどんなものなんやろう。民間がすると、たまゆらさんか何かはそういうふうにもなくても採算がのってるわけですよ。だから、どこに違いがあるんかなと、こういうふうに思ってしまう。

やっぱりサービス業、自治体がかんだサービス業というのはちょっと心配してしまう。何か違いがあるかなと、そういうふうに疑問に思っただけ、何でやろうなって。そんな考えるのはやっぱり似たようなほかの人でもそう考えるのかな、それは確かにあったほうがにぎやかでいいけども、それでいけるのかなって思うのが、何でかなと思ってしまいうからこんな質問をしたんやけど、どうなんでしょうね。今後の在り方として。もうちょっと活性化につながる方法をちょっと示してほしいと思う。

○議長（伊都堅仁君） 企画管財課長、中前君。

○企画管財課長（中前貴康君） 西口議員の御質問にお答えさせていただきます。

先ほどもお答えさせていただきましたが、現在、かじか荘の魅力の向上や利用者の利便性の向上につながるために、昨年度は省エネ化の工事を行い、本年度におきましては

本館の解体撤去工事を行ってございます。それと、それから、西口議員のおっしゃっている利用人数の件につきましても、指定管理者におかれましても利用者の増加を目指した管理に今後もさらに努めていただくとともに、かじか荘の魅力の向上や利用者の利便性の向上を指定管理者と協議していき、かじか荘を含めた地域の活性化を図ってまいりたいと考えてございます。

新型コロナウイルス感染症により今後の利用者の需要など不透明な部分も多くあり、社会情勢等によりいろいろ変動いたしますので、一概に何人とは申し上げにくいのですが、令和元年度実績を基に試算いたしますと、約4万5,000人程度の利用者であれば採算ラインになる見込みであったと思われます。

以上、簡単でございますが、答弁とさせていただきます。

○議長（伊都堅仁君） 7番、西口 優君。

○7番（西口 優君） 8点目行きます。アユ釣り客の減少という、この中でね、私思うのに、有田川やったかな、紀の川だったか、その辺の中で、どっちもニュースになってるわけよ。ニュースになってるのに、なぜ貴志川がニュースにならんのかなと。それは冷水病とかってということもあるかも分からんけども、よそは採算が、客が来てるわけですよ。それなのに、遠い地域でないところで釣り客が多いのに、ここがないっていうのは、ほかにも何らかの原因があるんかなって思ってもたりするんやけど、その点の捉え方はどうしてますか。

○議長（伊都堅仁君） 産業課長、吉見君。

○産業課長（吉見将人君） 西口議員の再質問にお答えさせていただきます。

実際に、アユ釣り客というのは実際に減ってまして、紀美野町におきましても、昨年ですが、アユ釣りの年券の購入者というのは129人ございます。それで、日券も合わせますと385人ということで、25年前とかよりはかなりは減っていると思いますが、その有田川等につきましては、人の映っているところがテレビに映っているというふうな状況でございまして、そう大きな差はないものかと考えてございます。

以上でございます。

○議長（伊都堅仁君） 7番、西口 優君。

○7番（西口 優君） 熊のGPS。今までも何度か捕獲してると思うんやけど、そのときにこういうふうに、今現在はGPSというのはついてるんかついてないんか知らんけど、どうなってるんや。つけることはそして可能かえ。ちょっとそれだけ。

○議長（伊都堅仁君） 産業課長、吉見君。

○産業課長（吉見將人君） 西口議員の再質問にお答えさせていただきます。

熊のGPSにつきましては、実際、熊の捕獲というのは町がすることができません。指針等に伴いまして県が行うこととなっておりまして、県のほうでGPSをつけるというふうになってございますが、今現在のところ、つけた熊はないということでございます。

以上でございます。

○議長（伊都堅仁君） 7番、西口 優君。

○7番（西口 優君） 今の話やったら、次に捕獲したときはGPSをつけてもらえると、こういうことの理解でよろしいですか。

○議長（伊都堅仁君） 産業課長、吉見君。

○産業課長（吉見將人君） 西口議員の再々質問にお答えさせていただきます。

私どももやはり住民の命というのが大切でございます。そのことから、やはり県が設置するものではございますが、こちらから要望させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（伊都堅仁君） しばらく休憩します。

休 憩

（午後 0時21分）

再 開

○議長（伊都堅仁君） 再開します。

（午後 0時24分）

○議長（伊都堅仁君） 以上をもって、西口 優君の一般質問が終わりました。

しばらく休憩します。

休 憩

（午後 0時25分）

再 開

○議長（伊都堅仁君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時41分）

○議長（伊都堅仁君） 続いて、6番、田代哲郎君の一般質問を許可します。

（6番 田代哲郎君 登壇）

○6番（田代哲郎君） 3か月もの間議会を休ませていただいて、何とか退院というか、することができましたので、一般質問を行います。本当に入院中お世話になりました、ありがとうございます。

質問は1点のみです。COPD、日本語に訳すると慢性閉塞性肺疾患と呼ぶんですが、それと喫煙のしてる人がなりやすいということで、その喫煙との関係周知について一般質問を行います。

3階まで階段を上がると息切れがするようになったらCOPDという病気かもしれないと言われています。この病気は、新型コロナウイルス感染症にかかると重症化する可能性のある肺の病気です。したがって、患者は命を守るためにどうしたらよいのか、広く周知する取組が求められます。

COPDは慢性閉塞性肺疾患と呼ばれる肺の病気です。酸素を取り込み二酸化炭素を排出する、生命に大切な肺の働きが損なわれている状態です。そのほとんどの原因はたばこだと言われます。今では国内の70歳以上の高齢者約210万人が罹患しています。たばこの煙には多くの有害物質が含まれているため、喫煙により肺や気管支が炎症を起こします。長期の炎症で気管支と肺胞の壁が傷害されます。肺胞が壊れると十分な量の酸素を血液中に取り込めなくなるのです。また、細い気管支の通りが悪くなると、二酸化炭素を十分に吐き出せなくなります。重要なことは、一度壊れた肺胞の壁は元には戻らないということです。

慢性閉塞性肺疾患、COPDの患者数は60歳代前半から増加します。喫煙者に限ると、高齢者の約50%にCOPDと診断される機能低下が起こっています。こうした患者は気道の表面を覆う粘膜の働きが炎症によって低下するため、新型コロナウイルスに感染しやすいと考えられています。ウイルスなどの異物を外に排出する繊毛がなくなったり、粘膜そのものが剥がれ落ちたりして防御機能が弱まり、感染症にかかりやすくなります。コロナウイルスは直接肺胞の細胞に感染することが特徴です。肺胞に直接取りつき、肺炎を起こします。COPDの人の場合、もともと肺胞が傷んでいるため、早期に低酸素血症になり、人工呼吸器の装着が必要になります。

COPDの患者数は約530万人と言われますが、このうち診断や治療を受けている人は僅か26万人にすぎません。喫煙者の9割以上が気づかないまま、肺機能が低下し

ている可能性があります。喫煙者や喫煙歴のある人は、3階以上の階段を上がりにくいか、同世代の人と歩くと自分だけが遅れ、追いつこうとすると息切れがするなどの症状があれば、呼吸器科を受診する必要があります。肺機能検査でCOPDと診断され、基準には満たないが正常より低下している方は、直ちに禁煙することで症状の進行を遅らせることができます。

紀美野町に慢性閉塞性肺疾患の患者がどの程度なのかは分かりませんが、肺気腫や間質性肺炎に罹患している人は見かけることがあります。コロナ禍の今、COPDと喫煙の関係について、特に高齢者に広く周知し、知らせる考えがないか、お伺いします。

以上です。

(6番 田代哲郎君 降壇)

○議長(伊都堅仁君) 保健福祉課長、森谷君。

(保健福祉課長 森谷善彦君 登壇)

○保健福祉課長(森谷善彦君) 田代議員の御質問、COPD、慢性閉塞性肺疾患と喫煙の関係周知についてお答えします。

議員御指摘のとおり、COPDの患者数は全国で530万人と推定されています。肺の生活習慣病と言われているCOPDは、主に喫煙が原因の病気で、COPD患者の90%以上が喫煙者です。肺の内部の細胞が破壊されたり、気管支が狭くなって炎症が起こり、悪化すると、せきやたん、息切れ等の症状が強くなり、酸素吸入が必要となるなど、生活に大きく影響します。平成29年の人口動態統計によると、COPDで亡くなった方の人数は約1万8,500人と、男性では死因の第7位となっています。

喫煙がCOPDだけではなく、悪性新生物、がん、脳卒中、心疾患などのリスク因子であることは明らかであり、紀美野町では年間を通して禁煙の啓発活動を行っています。5月31日の世界禁煙デー、6月第1週目の禁煙週間に合わせて、広報や公共施設へポスターの掲示、地域サロンでの健康教育、禁煙外来の紹介を行っています。

また、幼児期からたばこや生活習慣に関する正しい知識を得ることが重要なことであるため、町内のこども園でたばこ健康についての講座を行っております。中学生を対象としたブラッシング指導時にも、喫煙が歯や歯肉のみならず全身に及ぼす影響について説明しています。

引き続きたばこの健康被害について周知していくとともに、議員御指摘のCOPDとの関係、それから、COPDはコロナ感染にかかるとう重症化するという点についても、

住民により分かりやすく広報等で周知啓発を行っていきたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

(保健福祉課長 森谷善彦君 降壇)

○議長（伊都堅仁君） 以上で、1回目の答弁が終わりました。

これより、2回目以降の質問は、自席で起立して、通告項目に従い質問、答弁をしてください。

6番、田代哲郎君。

○6番（田代哲郎君） 言おうとすることを丁寧に答弁していただきました。言われるとおり、患者数は全国で530万人、でも、診断や治療を受けている人は26万人にすぎないというのが実態です。言いたいことなんですが、喫煙者の9割以上が気づかないまま肺機能が低下している可能性があります。せきであつたりたんであつたりということだけでもかなりの人が感じていると思います。

ただ、完全に禁煙しても、10年を経て高齢化に伴う肺機能の低下で発症する人があります。一例を言いますと、40年以上前からたばこをやめている、70代ですけど、30代でたばこをやめて禁煙している人、そういう人にたまたま肺のCTを撮ると、本人は何も症状気づかないんですけど、間質性肺炎の映像がはっきりと写っていました。お医者さんは今たばこ吸ってますかって患者さんに聞きまして、いえいえ、もうたばこ吸ってませんと。それは40年も前から禁煙してれば、そういうことになるんですけど、そうすると、そのドクターいわく、喫煙していたことがありますかという。だから、ずっと前からやめてても、喫煙した経歴があればそういうことが起こるということです。

大事なことは、今、禁煙をしている人にも、どの程度肺機能があるか検査を受けることをそういう人たちに強く勧めるべきだと思います。そのためにも、慢性閉塞性肺疾患と喫煙の関係について、答弁の中にもありましたが、いろんな方法で周知されているようですが、広く強く周知する取組が求められると思います。そういう取組を今後も強めていくべきだと思いますので、その点についてどうなのか、お伺いします。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 保健福祉課長、森谷君。

○保健福祉課長（森谷善彦君） 田代議員の再質問にお答えします。

田代議員言われているとおり、COPD患者は約530万人いると言われてますが、診断や治療を受けている人は僅か26万人と非常に少ないです。禁煙をしている人につ

いても危険性を伴って、肺機能検査を実施するなど適切に診断をしてもらうのがベストだと考えておりますが、COPDのこの病気については認知度がまだまだ低い状態であると考えておりますので、議員御指摘のとおり、分かりやすく皆さんに周知していただいて、この禁煙をしていただく、直ちにやめていただくよう行政としても働きかけたいと考えております。

○議長（伊都堅仁君） 6 番、田代哲郎君。

○6 番（田代哲郎君） 仰せのとおりだと思います。新型コロナの重症化の因子には心筋梗塞などの循環器系疾患も上がっています。血管の内皮細胞に感染したウイルスへの反応で全身の細い血管を閉塞させることなども重症化に関わっていると言われます。そういう血管の障害に深く関わっているのがたばこで、だから、そういう病気と、いわゆるコロナとたばこの認知度が低いというのは仰せのとおりだと思います。

禁煙というのは、始めた早期から循環器系疾患のリスクが低下するということはよく知られています。だから、重症化と喫煙の関係についてできるだけ広く周知する必要があると思いますが、その点についての意見をお聞かせください。

○議長（伊都堅仁君） 保健福祉課長、森谷君。

○保健福祉課長（森谷善彦君） 田代議員おっしゃられるとおりだと考えております。コロナ患者においては、気管であるとか血管の収縮によって重症化を招く可能性がありますので、このあたりについて、COPDと喫煙、それから重症化につながりやすいというところについて分かりやすく町民に周知していきたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

○議長（伊都堅仁君） 6 番、田代哲郎君。

○6 番（田代哲郎君） これが最後の質問にします。COPDの予防で最も大事なことは、分かっていることですけど、若いときからたばこを吸わないということです。そして、受動喫煙をなくしていくという、これが一番大事なことだと言われます。

今、僕は今のたばこなんてどんなんかわからないんですけど、紙巻きたばこより害が少ないと思い込まれて、加熱式たばこを吸う人が増えているということです。今までの例では、初めてのたばこが加熱式たばこだった人がニコチン依存症になり、その後、紙巻きたばこを吸うようになっているケースもあるということです。それから、私の知り合いもそうでしたが、喫煙者は手術を要するがんにかかることが多いのも事実です。手術直前までの喫煙は、術後の肺炎合併が増加し、回復力が確実に低下します。

できるだけそういう人たちに、たばこを吸っている人たちには禁煙外来への受診を勧め、町全体で患者さんの禁煙を支える取組が求められると思います。コロナ禍をきっかけに一人でも多くの方がたばこ肺の健康について考えてもらえたと願っていますので、その点についての考えを求めます。

○議長（伊都堅仁君） 保健福祉課長、森谷君。

○保健福祉課長（森谷善彦君） 田代議員の再質問にお答えします。

若い頃からたばこを吸わないことがとても大切だと考えております。現在、こども園とか小中学校についても、禁煙の講座であったり、学習の機会を設けております。また、新型というか、新しい加熱式であるとか電子たばこについても、最近のたばこでありますので、証明するデータは不十分ということもありますが、十分有害であるということも報告が上がっておりますので、そのあたりについて広く町民の皆さんに周知して、たばこの健康被害について案内をしていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（伊都堅仁君） 以上をもって、田代哲郎君の一般質問が終わりました。

続いて、3番、藤井基彰君の一般質問を許可します。

（3番 藤井基彰君 登壇）

○3番（藤井基彰君） それでは、よろしくお願いします。私からは、町民の方が不安に思っています、午前中にも質問された点ではありますが、私も同様に心配なことでありますので、質問させていただきます。大雨や台風など災害時の避難における方法や避難場所、また避難所の運営について伺います。同時に、昨年来の新型コロナウイルスなど感染症対策について伺います。

まず、いつ避難すべきかにつきましては、おのおのの判断によるところが大きいと思いますが、午前中、総務課長もおっしゃられたように、防災情報も5月から避難勧告がなくなるなど、一部変更されています。状況がひどくならないうちに早いめの対応が言われており、昨年、私の地区の自主防災組織の拡充のため、世帯の人数や避難場所や手助けが必要かなどのアンケートがあり、届けましたので、町としても把握されていることと思います。

そこで、町が指定する避難所では、避難者の管理、物資の供給、衛生管理などは予見可能な中で準備はできているのか、伺います。特に新型コロナウイルスの感染防止のため、受入人数を減らさざるを得ないという状況の中、大丈夫なのかという点も伺

いします。

また、緊急時は予想できないことが起きると思われませんが、町や消防本部、各地区自主防災組織、地区の消防団それぞれの活動がばらばらにならないよう、必要な情報を共有して、統一された活動ができる体制が確立されているのかも併せて伺います。

以上、1点お願いします。

(3番 藤井基彰君 降壇)

○議長(伊都堅仁君) それでは、藤井基彰君の質問に対する当局の答弁を求めます。

総務課長、坂君。

(総務課長 坂 詳吾君 登壇)

○総務課長(坂 詳吾君) それでは、藤井議員の災害時の避難における方法や避難場所、避難所の運営についての御質問にお答えをいたします。

大雨、洪水、暴風等が発生しやすい季節を迎え、町におきましても、天候を注視し、特に警戒しているところでございます。

議員御質問の避難施設の対応につきまして、避難者の管理は、避難者名簿に氏名を記入していただき、区長さんと連絡を取り合い、避難者の状況確認をしているところでございます。また、町内の避難施設には、避難時に使用する防災グッズを入れた保管ボックスを常備しております。このボックスには、避難者名簿記入用紙、体温計、非常食、保存水、マスク、手指消毒液、手袋、ハンドソープ、ペーパータオル、養生テープが入っており、避難者がいつでも利用できるようになっています。また、その他ラジオなども配備していますし、毛布や発電機は一括管理をして、必要に応じて届けるようにしてございます。感染症対策としては、間仕切りパーティション、サーキュレーターは全ての避難施設に配備してございます。

避難者収容人数につきましては、密を避ける感染予防対策により、受入数は少なくなります。これにつきましては、他の公共施設を順次開設することで対応していきたいと考えてございます。

次に、各団体の連携についてですが、基本的に各団体の行動はその団体の長の指示により行われます。有事の危機に対しては、町の指示を待たずに身の安全の確保をしていただくようお願いしていますので、活動についても団体のその場での判断となります。ただし、情報共有や連携することは大切なことであり、ほぼ情報共有はできていると認

識をしてございますが、今後さらに互いに情報共有し、協力していきたいと考えてございますので、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

以上、災害時の避難における方法や避難場所、避難所の運営についての答弁とさせていただきます。

(総務課長 坂 詳吾君 降壇)

○議長（伊都堅仁君） 以上で、1回目の答弁が終わりました。

これより、2回目以降の質問は、自席で起立して、通告項目に従い質問、答弁をしてください。

3番、藤井基彰君。

○3番（藤井基彰君） 御返答ありがとうございます。皆さん心配されていますので、総合的なお話は今で大体分かったんですが、少し具体的なお話を何点かお伺いしたいと思います。

まず、大きな避難施設の一つである福祉センター、ちなみにこちらでは受入人数は何人ぐらいと予想されているのでしょうか。また、去年来のコロナウイルス感染によってその人数がどの程度減らした人数を予想されているのでしょうか。お願いします。

○議長（伊都堅仁君） 総務課長、坂君。

○総務課長（坂 詳吾君） 藤井議員の御質問にお答えいたします。

総合福祉センターにつきましては、通常時は収容人数が400名ということになってございます。コロナ禍の対応につきましては、その約3分の1弱になるんですが、113名の収容人数ということで現在考えております。

以上でございます。

○議長（伊都堅仁君） 3番、藤井基彰君。

○3番（藤井基彰君） 現状では400人が113名、総合福祉センターでなっているということなんですけども、例えば私が住んでいる吉野地区なんですけども、もともと吉野集会所もしくは野上中学校体育館が近くの避難施設であります。ところが、この春の町から配っていただいたハザードマップ、これにより、吉野集会所も野上中学校体育館も大雨洪水の危険のおそれがあるときは避難できないということになりました。

例えば私の吉野地区、約90世帯120人近くが住んでるんですけども、この方々はほとんど吉野集会所もしくは野上中学校体育館へ避難すると去年の時点では予定していたと思いますが、それが避難できないとなると、次に近くといえば総合福祉センターに

なります。また、中学校体育館につきましては、吉野地区のみならず下佐々の多くの方々も多分そちらのほうへ避難するであろうと予定されていた方が多いと思いますが、総合福祉センターも受入人数がこれだけ多く減少し、なおかつ洪水等々では避難できないとなった吉野集会所、野上中学校体育館、この方々の多くが福祉センターに仮に行くとすれば、片方では減り、片方では多く避難する人が増える。この数字、詳しい数字はどう把握されているか分かりませんが、大丈夫なんでしょうか。総合福祉センターというのは一つの例なんですけども、ハザードマップの100回に1回という大雨、これを想定して、ハザードマップなど県の指標や統計などからどれぐらいの人がどこに避難するかなどの予想はされているのでしょうか。

また、避難所までの経路の安全、遠くなったりしますので、この付近がきちっと確保されているんでしょうか。具体的には、当然ですけども、それだけ大雨が降ると、増水した橋を渡るのはとても危険である。今回、今、例に挙げた福祉センターに関しましては、小川橋、唐戸瀬橋、黒沢橋、吉見橋、これ全てが浸水する可能性があるというような状況の下、もちろん早めの対応とはいえ、この橋を渡って避難するという、こういう危険性、もしくは、福祉センターに避難する場合には、その土地だかの橋を渡って避難する場合、川に沿って道路を進まなければならないと。川に沿った道路というのは、当然のことながら、増水や浸食、えぐられるという危険性がある中、この付近の安全も考えておられるんでしょうか。その点はいかがでしょう。

○議長（伊都堅仁君） 総務課長、坂君。

○総務課長（坂 詳吾君） 藤井議員の御質問にお答えをいたします。

まず、福祉センター、もちろんコロナ禍の中で収容人数が減っているということと、先ほども議員おっしゃられましたように、避難施設が今回のハザードマップによりまして大雨洪水時には避難できないという状況になっているのは事実でございます。確かにそういう人たちが福祉センターなりほかの施設へ避難されるということにはなりますけども、その人数の予想につきましては、ちょっとうちのほうでは把握はしてございません。なかなかその辺は難しい問題でございますので、人数の予想についてはまだちょっと把握はできてないんですけども、なるべく近くへとなれば、もちろん重なることはあるんですけども、なかなかそのあたりがちょっと把握はし切れてない状況となってございます。

ただ、橋をまた渡って、そういう避難施設というのももちろんありますので、そちら

のほうへ行くのには危険を伴わないかというような話だったかと思うんですけども、橋を渡って行くということにはなるとは思うんですが、危険であればやはり早め早めの、早いうちからうちも情報は出させていただきますので、なるべく親戚の家であるとかそういうところも、可能な限りそういうところへ避難をしていただいて、早め早めの判断で避難をしていただきたいというふうに考えてございますので、御理解よろしく願いいたします。

○議長（伊都堅仁君） 3 番、藤井基彰君。

○3 番（藤井基彰君） 残念ながら、何人ぐらいどの場所へ避難されるかという予想はされていないという御返答だったんですけども、御存じのように、このハザードマップ、これ見ますと、具体的にどの地域が赤色とか黄色とかというのがよく分かる表を頂いています。これだけ詳しく書いてくれている情報ですから、当然、この付近に住んでおられる世帯など、もしくは各地区に相談すれば、大体この付近の方々が危険を伴う状況にあるだろうというのは分かるんだろうとは思うんですけども、そういう方々が約何名、その何名が大体どこに行くであろうという避難場所、多分どこどこへ避難しますよというのは統計は取れてるんだろう、そのうち約何割ぐらいが実際に避難されるんだろう、そういうような予想は全くされていないということですか。

○議長（伊都堅仁君） 総務課長、坂君。

○総務課長（坂 詳吾君） ただいまの御質問でございますが、現時点ではそこまでちょっと把握はしてございません。今後そういうことも含めて、ちょっと検討はしていきたいと思うんですけど、ちょっと現時点では把握はしていない状況となっておりますので、御理解賜りたいと思います。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 3 番、藤井基彰君。

○3 番（藤井基彰君） せっかくの詳しいマップがどうやらもうちょっと活用されるべきだと思います。何とかその付近も把握されるよう努力してほしいと思いますが、次に、そもそも自主防災組織、これを活用しなさいよというのがよく、これも、十数年前でしたっけね、自主防災ができたの。ちょっと詳しくは覚えてないんですけども、現在約 18 地域あると認識しています。自助、共助、公助の中の自主防災組織が担う共助、具体的には、地域や近隣の人が互いに協力し合うことは、普段から交流のある人同士が近くの施設に避難してお互いに助け合い、安全を確認することだと個人的には思ってい

ます。

残念ながら、地区にとっては、今お話ししましたように、避難できない場所というのが結構あるという、この状況の中で、この自主防災組織の活動がうまく活用されないんじゃないか、具体的には、総合福祉センターのような大きなところに行きますと、各地区の方が入り交じって避難しますと、近くの避難所のように、誰々が来ている、誰々はどうしたんだろうって、そういうような情報がお互いに取れない、そういう状況が起きてしまい、せっかくの自主防災組織が台なしになってしまうのではないかなと思うんですけど、その付近はどう考えておられますか。

○議長（伊都堅仁君） 副町長、小川君。

○副町長（小川裕康君） 今、自主防災組織の件も御質問いただきましたので、それも含めてお答えをいたしたいと存じます。

自主防災組織については、平成18年、19年に国から全国市町村に対して設立を指導をされました。その背景にあるということで、我々は平成7年の阪神・淡路大震災の検証の中で、公助、いわゆる公的な消防機関などが救助した率というのは全体のほんの数%しかなかったと。とても公助はあれだけの大規模な災害には役に立たないと。助かった方々の多くは隣近所の方とか、自分たちでももちろん自助もありますけども、隣近所に助けてもらった。自助、共助によって大勢の人が助かったというのは検証されて、それは大きなところであって、やはり大災害に遭ったときには公の公助はやっぱり期待は難しい。そのために、普段からの近所の付き合いとかってということで、自助、共助によるということで、自主防災組織ができたというふうに受け止めております。

現在のところは、18も少し数が増えておりますけれども、21地区で自主防災組織ができております。大きな目的は、先ほど申し上げたように、公助ではなかなか難しい、それはだから、隣近所互いに助け合いしましょうということが大きな目的でございますので、例えば、言われたように、福祉センターという大きな避難所へごそっと避難して、それを自主防災組織の方々にいろいろお手伝いするというのも大事かとは思いますが、けれども、地区内におけるそういった救助ということが非常に大事なかなと思っております。

その前におっしゃっていただいた、当町に48の避難所を当初指定しておりましたけれども、先般ハザードマップを、県の調査をしたときに、その中で、13の施設については私たちは大雨や洪水時は避難しないでくださいということで、赤い印でつけているのが13ございます。10か所については、まだ県の調査が終わってないので、それは

まだまだ今のところは黄色ということで、クエスチョンのようです。残りの、23ですから、25施設については、安心して避難していただけるということがあるんですが、申し上げた13の赤い大雨洪水時には避難しないでくださいと私たちが示しているところについては、まだそこまでの対応ができてないのが実態でございます。

しかしながら、先ほど議員もおっしゃられたように、1年のうちに起こる確率が1000分の1の確率で起こる、そういった大きな大雨のときにはやはりここらがつかるという心配がありますので、赤い印として、避難しないでくださいというふうにマップには載せております。これを見て、関係地区の区長さんから我々どうしたらええんなどというような問合せもいただいております。ここで赤字になっているところについては、その隣の隣とか、その次に近いところへ避難していただくとか、具体的なお話をずっとしてきております。今の段階でできるのが、それが精いっぱいというふうに認識しておりますので、これをこのまま放っておくのではなくて、できるだけ早い段階においてどうしていくかという方針は今後決めていかなければならないと。それは非常に痛感しているところでございますので、一步一步そういったことを解消していきたいと。

そしてまた、まだ調査が終わってないところも、調査が終了したらどういう形になるかということまだ分かりませんので、そういったことも十分こちらとしては注意しながら、一步一步進めていきたいと。区長さん方と調整しながら、具体的に、じゃあこの地区やったらどうするかということをは話し合っていきたいなと。そういうふうに考えているところでございます。これからの大きな大きな課題ということで受け止めておりますので、議員の皆様にはいろいろ御知恵とか御意見をいただいて進めていきたいと、このように思っておりますので、どうかよろしくお願いします。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 3番、藤井基彰君。

○3番（藤井基彰君） まだまだこれからいろんな調整ということでよく分かりました。

ただ、一つ、次に、皆さん混乱するんじゃないかと思うんですけども、先ほどのハザードマップ、今言われたように、大雨や洪水で避難できない場所が13、まだ未調査のところが10か所、結局多くの方々が、大雨とか洪水ならここは駄目ですよ、地震ならここはいいですよ、すごく混乱するんじゃないかと思うんですね。じゃあこの天気は、これは例えばこの天気はどちらに見たほうがいいのか、緊急でさあ逃げなければならな

いというときに、できれば近いところに逃げたい。時間も短いし、安全だし、近所の方もおられるし、いろんな面で安心だ。当然そう思うんですけども、でも、実際そこにいたら本当は駄目だという場合もあるかも知れない。

結局、災害の種類によって避難場所が異なるというのは、すごくその地区の方にとっては緊急なときに判断することになる住民の混乱をすごく招き、かえってパニックになるんじゃないかと思うんですけども、その付近の心配は町としてはされてないんでしょうか。

○議長（伊都堅仁君） 副町長、小川君。

○副町長（小川裕康君） 今の御質問にお答えいたします。

議員おっしゃられるように、1000分の1の確率で起こるという想定の下での大雨のときには、ここは浸水になるであろうというふうに認識しております。ただ、マップの色によってどのぐらいつかるとかいうのも、これもほんまに分からないというのがありますが、しかしながら、そうしたときにはできるだけ最善を尽くすというのは必要であるということで、例えば床下ぐらいやったら安心やからええでしょう、そういうことは考えてはおりません。

地震のときとか津波のときなんかで言われたのは、ベストを尽くせということが大事なので、できるだけつかるとするならばここは避けたほうがいいでしょうということでこういう形のマップにさせていただいたところであります。これは完全なものではないというのは認識しておるんですけども、こういった調査結果が出た段階では、やはりそれは住民の皆様にもお知らせしとかなければということもあって、今、赤い、さらにまだ黄色、まだ調査ができてないというような状況でもこれを載せさせていただいております。

災害の種類によってということは、それは言えるかも知れませんが、そうしたときに、非常に、言われるように、この災害、大雨やったらこっち行く、地震やったらこっち行くとかって、そういうのが非常にややこしいというのはそのとおりでありますので、今まで我々は48の避難所で避難を促してきたと。それは変わりません。ただ、その中で、このうちの13が今、大雨のときにはそれは避難しないでくださいというふうに申し上げているところで、これで全てではなくて、始まりやというふうに認識しておりますので、これからもっともっと一つずつ詰めていって、できるだけ非難の少ないようにしていきたいというふうに考えておりますので、先ほども申し上げましたけれど

も、これで始まりだというふうに考えておりますので、どうかよろしくお願いします。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 3 番、藤井基彰君。

○3 番（藤井基彰君） ありがとうございます。最後に 1 点、2 点、朝の質問された方もおっしゃってましたけども、今まさに梅雨の真ただ中、いつ大雨が降って危険な状況、川が氾濫等々危険な状況が起きるか分からないという、その中ですけども、今、町ができる、今できる可能な最善の方法、朝の質問でもありましたけども、取りあえず場所によっては大雨のときはその避難所が開設しない、できない、要するにそこに避難できないという施設が幾つもある。そういうところを避難所として予定して住んでおられる方々に、広報等で周知はしたとおっしゃってましたけども、本当に住民の方々まで届いているのかどうか、いま一度確認すべきではないかと思います。現に私は恥ずかしながら割と最近まで知らなくて、勉強したばかりなので、こんなにたくさん避難場所が限られてくるというのは知らなかったもので、ほかの方々も結構おるんじゃないかと思っています。

それと、それによって、さっきお話しましたように、ほかの地区へ、ほかの避難場所へ当然変わる方がおられるので、その方々にそこが駄目なら次はどこどこに逃げる準備はしときなさいねという心構えぐらいの発信はしておかないと、あそこ駄目やからどうしようってうろうろするようなことのないような、そういう状況をきちっとお伝えしておくべきではないでしょうか。そのぐらいやったら今でも十分可能じゃないかと思います。

それと、少し先を見据えて、避難施設として総合福祉センターとかそういう大きな施設、これは当然必要かと思いますが、さっきお話してましたように、自主防災組織がフルに機能するんでしたら、本当にそういう大きな施設がいいのか、中小の、身近な方々が、近隣の方々が集まるような施設が、そのほうがいいんじゃないか、もしくは、この川のそばが全部駄目だと仮になるならば、ほかの施設、新しい施設が必要なんじゃないか、そういう付近も、避難する側、また避難を受け入れる側、両方の目線で、それがいいのかというのを少し検討して、今後、防災対策して考えていくべきではないかと思うんですけども、同時に、我々が約 50 年ぐらい前に勉強した、もう温帯モンスーン気候という状況じゃなく、もう亜熱帯に近いような雨の降り方になっています。そういうことを考えると、本当に早急にそういう避難ということに関して考えなければならないの

ではないかと思えますけども、最後にその付近だけよろしくお願いします。

○議長（伊都堅仁君） 副町長、小川君。

○副町長（小川裕康君） お答えいたします。

このマップを全戸配布、各戸配布したときに、関係の区長さんから、じゃあうちはどないしたらええんなどというなお話もございまして、一個一個、ここは少し避難はよろしくないということで、次のとかっていうことは、それぞれ区長さんとは具体的にきてるつもりでございます。ただ、言われるように、この情報はマップでお知らせしてはありますが、住民の方々一人一人にということまではできてないというのは実態であります。これを見ていただければもちろんいろいろ細かいことは書いてるんですが、それ以上の御説明はできてないというのは実情でございます。

それと、大きな施設以外に小さい施設が必要ではないかということで、自主防が機能することでより共助の活動ができるということで、ということで、もともと48の避難施設を指定してきたということで、それぞれの地区にある集会所で大丈夫なところは避難施設に指定してきましたし、さらに中規模なところ、大規模なということで、トータル的に48の施設を避難施設として指定、道路なんかにも看板を上げて、避難所というように分かるようにしてきたところなんですけど、この前の調査におけるこのことによって、大きくその考え方を変えなければいけない事態になってるということでございます。

言われたように、このことについてはできるだけ早く対処するというで、具体的に一個一個、これはどうする、あれはどうするというような形の対処の方法を十分検討して、各区長さん方とその詰めをしていきたいというふうに思っておりますので、どうぞいろいろ御意見も皆さんからいただけたらうれしいなというふうに思っておりますので、どうかよろしくお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 以上をもって、藤井基彰君の一般質問が終わりました。

続いて、8番、北道勝彦君の一般質問を許可します。

（8番 北道勝彦君 登壇）

○8番（北道勝彦君） 川を魚のいる自然に戻すための対策は。

昔からいろいろな魚がいました。方言でジャコ、ウグイ、ランギー、トクッチョ、ギギ、フナ、アユカケ、ウナギなど、大きなコイ以外の魚が鵜に食べられいなくなり、ジ

ャコの子供さえいません。小魚を餌にするカワセミのような鳥もいなくなりました。町は川の自然を取り戻すためどのようにされるのか、お聞きします。

(8番 北道勝彦君 降壇)

○議長(伊都堅仁君) それでは、北道勝彦君の質問に対する当局の答弁を求めます。

住民課長、東浦君。

(住民課長 東浦功三君 登壇)

○住民課長(東浦功三君) それでは、私のほうから北道議員の御質問にお答えいたしたいと思います。

紀美野町では、長期総合計画において「空・山・川のふれあいのある美しいふるさと」をまちづくりの将来像と位置づけており、貴志川の美しい清流も次代に継承するべく、その河川環境を守り、生かしていかなければならないと考えています。

町では、美しい清流を維持するため、河川の環境保全と水質監視に取り組んでおります。旧美里区域を流れる貴志川及び真国川については、河川愛護会により河川一斉清掃が実施され、旧野上区域を流れる貴志川については、リバーサイドフェスティバル実行委員会により、がたろ大作戦が実施され、河川環境の保全に取り組んでいただいております。

また、貴志川流域の2市3町、海南市、紀の川市、紀美野町、かつらぎ町、高野町の2市3町で構成する貴志川水質保全対策連絡協議会において、年2回、貴志川の12地点で水質検査を行っております。紀美野町内の流域では4地点、龍光寺橋の下と真国川合流の下流、十三神社、毛原駐在所の裏の4地点で採水し、検査をしております。いずれの地点においても河川の環境基準値を満たしており、良好な状態を維持できております。

以上、答弁とさせていただきます。

(住民課長 東浦功三君 降壇)

○議長(伊都堅仁君) 以上で、1回目の答弁が終わりました。

これより、2回目以降の質問は、自席で起立して、通告項目に従い質問、答弁をしてください。

8番、北道勝彦君。

○8番(北道勝彦君) 環境や水質のことを聞いてるのと違います。こんな昔から大水、昭和28年に大水あった後でも魚は生きてます。だから、環境を変えなくても、

ジャコやとか何は、ただ、鵜に食べられて減ったということで、答弁になってません。

○議長（伊都堅仁君） 次の質問をしてください。自分が聞きたい質問を。

○８番（北道勝彦君） 答弁ないんやっしょ。答弁してもらわな。

○議長（伊都堅仁君） 答弁しとるでしょう。

○８番（北道勝彦君） あれは答弁にならん。こんな水質検査とかしたり。

○議長（伊都堅仁君） 休憩します。

休 憩

（午後 ２時４３分）

再 開

○議長（伊都堅仁君） 再開します。

（午後 ２時４５分）

○議長（伊都堅仁君） ８番、北道勝彦君。

○８番（北道勝彦君） 昔から山に木があるように、川には魚がいました。県の力をお借りせねばと思います。県が桃山町調月に和歌山県の淡水魚水産試験所があります。相談やお願いされたのか、お聞きします。

○議長（伊都堅仁君） 産業課長、吉見君。

○産業課長（吉見将人君） 北道議員の再質問にお答えさせていただきます。

相談はしてございません。

以上でございます。

○議長（伊都堅仁君） ８番、北道勝彦君。

○８番（北道勝彦君） アユは琵琶湖の湖産と田辺湾の海産の稚魚を育て、川に入れています。ジャコも同じように入られます。県にお願いしてはどうですか。

○議長（伊都堅仁君） 産業課長、吉見君。

○産業課長（吉見将人君） 北道議員の再質問にお答えさせていただきます。

現在、オイカワ、それからカワムツというのがジャコの総称でございます。このオイカワ、カワムツの養殖している業者は今のところございません。ただ、観賞用として育てているところがございまして、３匹５００円、１万匹にしますと２００万円のお金がかかります。それから、カワムツにつきましては、１匹６８０円、１万匹で７５０万円の価格がかかります。

それで、今回、河川のほうで鵜に全て食べられたというお話ではございますが、冷水病、その他様々な問題がございます。その状況が、和歌山県のほうに聞いたんですが、原因が分かっていないということでございました。その状況が分かっていない中で魚を入れても、また同じように年を越せない状況がございます。そういうことも考えまして、もし和歌山県がそういうふうな河川に魚を入れていくという方針が出ましたら、当町につきましても考えてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（伊都堅仁君） 8番、北道勝彦君。

○8番（北道勝彦君） 1匹何百円とか、そんなんと違ってね、アユと同じやり方でやってもうたら、県で、アユと同じような値段になると思います。だからね、そんなもん待ってて、自然、一個も戻ってこないんですよ。山に木がないのと同じじゃないですか。そんなんでおまえ、住民にそんなこと言うて納得してもらえますか。早いこと県へ言うて、アユのように育てていただいて、そしてアユと同じような値段で入れてもうたらいいんじゃない。

○議長（伊都堅仁君） それは今、執行部が答えたとおり。答えたね。そのことについては今、執行部が答えました。次の質問があるならしてください。

○8番（北道勝彦君） そんなやり方で、アユと同じようなやり方でやってもうたらいいんじゃないですか。ジャコを育てていただいて。

○議長（伊都堅仁君） 産業課長、吉見君。

○産業課長（吉見将人君） 北道議員の再々質問にお答えさせていただきます。

先ほども申し上げましたとおり、和歌山県がそういうふうな方針、もともと貴志川の河川管理につきましては和歌山県でございます。だから、和歌山県がそういうふうな方針を出した場合、当町におきましてもそのとおり対処してまいりたいと考えてございます。ただ、今の現在において、冷水病なのか鵜なのか、そういったことの原因が分からないということで和歌山県に聞いてございます。その状況が分かり次第、その方針が出るのではないかなと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（伊都堅仁君） 8番、北道勝彦君。

○8番（北道勝彦君） 冷水、ほんまに何言うてんのよ。もうずっと何百年、何千年って昔から、これジャコとか、川に魚があったんやで。冷水で死ぬっちゃ、そんなことない。鵜でやられたんよ。10年間ほどの間に鵜に皆親が食べられてもて、ウグイも。

そして、たくさんいてたウグイまで食べられてもて、何にもないんよ。だから鵜よ。そんなこと、県が、冷水や何やって、もうね、役場辞めてもらえ、県庁を。

○議長（伊都堅仁君） 住民課長が答弁したとおり、環境の問題からやっていかないと。休憩します。

休 憩

（午後 2時50分）

再 開

○議長（伊都堅仁君） 再開します。

（午後 2時53分）

○議長（伊都堅仁君） 以上をもって、北道勝彦君の一般質問が終わりました。しばらく休憩します。

休 憩

（午後 2時53分）

再 開

○議長（伊都堅仁君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 3時06分）

○議長（伊都堅仁君） 続いて、5番、七良浴 光君の一般質問を許可します。

（5番 七良浴 光君 登壇）

○5番（七良浴 光君） 今後の移住定住推進事業について。

6月8日の定例会において、令和3年度一般会計補正予算（第2号）中、5款農林水産業費、4項1目山村振興総務費の移住定住推進事業委託料を740万円減額、また、報酬を422万5,000円増額の理由として、定住を支援する会が移住定住推進事業を受けられない旨伝えられたとの説明でありました。

私の記憶するところでは、平成18年頃から現在まで約15年間もの間、定住を支援する会の役員さんはもとより、会員皆様方の御尽力により多くの移住定住の実績を上げ、移住定住推進事業が大きな成果を上げていると思っていましたが、定住を支援する会が移住定住推進事業を受けられないとの説明を受けて大変驚いております。

そこで、今後の移住定住推進体制及び事業をどのように進めていくのか、また、定住

を支援する会が委託を受けられない理由について、併せてお尋ねいたします。

(5番 七良浴 光君 降壇)

○議長（伊都堅仁君） それでは、七良浴 光君の質問に対する当局の答弁を求めます。

まちづくり課長、湯上君。

(まちづくり課長 湯上増巳君 登壇)

○まちづくり課長（湯上増巳君） ただいまの七良浴議員の御質問の今後の移住定住推進事業についてにお答えさせていただきます。

まず初めに、これまでの経過を簡単に御説明をさせていただきます。合併後の平成18年より移住定住推進事業については積極的に取り組んできており、平成27年4月にはまちづくり課を創設し、町の主要施策の一つとして推進しているところであります。NPO法人きみの定住を支援する会は、平成18年度に移住支援を目的に有志により発足し、平成22年度には法人化し、紀美野町の移住定住推進事業の受入団体として、町と連携し、移住支援を行ってきたところであります。

平成30年度までは事務に従事する職員を町で集落支援員として雇用し、その人件費とともに、活動に要する費用を町の一般会計へ計上し、進めてきましたが、令和元年度からはNPO法人に事業を委託するという方式に変更し、人件費を含め、必要な経費を委託料として支出してきたところであります。

しかしながら、定住を支援する会より、本年3月初めに、令和3年度の委託事業を受託できる体制が取れないとの申出があり、NPO法人と協議検討を重ねた結果、当面の間、まちづくり課で移住定住推進業務を担うこととし、補正予算に事業継続のための必要な経費を計上させていただいたところであります。これは、平成30年度までの方式に戻したものであります。

議員御質問の今後の移住定住推進体制及び事業をどのように進めていくのか、また、定住を支援する会が委託を受けない理由ということではありますが、まず、定住を支援する会が委託を受けることができない理由につきましては、昨年度まで3名の職員を雇用し、移住定住推進事業を進めてまいりましたが、年度末において、個々の事由により3名の職員が退職することとなり、後任の職員を探したが見つからず、事業を進める体制が構築できず、受託できなくなったと聞いております。

また、今後の移住定住推進体制及び事業をどのように進めていくのかにつきましては、

移住定住の推進は町の主要施策の一つであり、今後も積極的に推進していかなければならない事業であり、事業を円滑に進めていくためには、受入団体の存在は必要なものがあります。定住を支援する会でも今後のことについては協議されていると聞いておりますし、その動向も含め、新たな推進体制の構築についても検討しているところであります。

以上、簡単ですが、答弁とさせていただきます。

(まちづくり課長 湯上増巳君 降壇)

○議長（伊都堅仁君） 以上で、1回目の答弁が終わりました。

これより、2回目以降の質問は、自席で起立して、通告項目に従い質問、答弁をしてください。

5番、七良浴 光君。

○5番（七良浴 光君） ただいま課長から答弁いただきました。その中で、基本的なことも教えていただきたいと思います。まず、県が移住定住推進市町村として認定するためには、それぞれの市町村内に推進事業を実施する団体が実在する必要があると聞いておりますが、今回のようにNPO法人きみの定住を支援する会が推進事業の委託を受けないという旨の話があったということからすれば、今後、推進事業を実施していくために、ほかに推進事業を受託していただく団体はあるのですか。お尋ねします。

○議長（伊都堅仁君） まちづくり課長、湯上君。

○まちづくり課長（湯上増巳君） ただいまの御質問ですけれども、この委託事業を受けられないというのは、町が委託する職員を雇って委託する、また相談業務をお願いする、現場で空き家の紹介であったりとか、町内の案内、そういったものを全て含めて委託事業でやっておりました。

ただ、今回受けられなくなったというのは、そういった人的な、雇用する人がいないということでもありますので、受けられない。ただ、受入れの団体としてまだこのNPO法人は残っております。うちの受入団体として残ってくれるということにも了解いただいておりますので、今後につきましては、先ほどもちょっと申しましたが、今後の動向については今後、役員さんで検討していくということでもありますので、今の時点ではほかの受入団体というのはございません。

○議長（伊都堅仁君） 5番、七良浴 光君。

○5番（七良浴 光君） 今の答弁を聞いておりますと、3月末で推進事業の委託

を受けられないという旨の返事が来たということからして、もう2か月半ほど経過しているわけですが、その推進事業をフォローしていただく団体として今後も継続していただけるのかどうかという話は、そのNPO法人きみの定住を支援する会との間で会合は何回持たれたんですか。

○議長（伊都堅仁君） まちづくり課長、湯上君。

○まちづくり課長（湯上増巳君） その回数でございますが、受けられないという話を受けてから複数回検討、今後どうしていくかというふうな検討はしております。具体的な回数につきましては、実際、役員と紀美野町まちづくり課、副町長含めた、そういった話合いになるんですけども、3月中であったりとか、4月になってからも、令和3年度中の事業についてどういうふうに受けいただけるかということもなっています。全部で3回行っております。

○議長（伊都堅仁君） 5番、七良裕 光君。

○5番（七良裕 光君） その3回話合いをした中で、特に受けられないという理由に近いようなものが、理由として何か具体的に団体のほうから話がありましたか。なかったですか。

○議長（伊都堅仁君） まちづくり課長、湯上君。

○まちづくり課長（湯上増巳君） 団体のほうからも今まで雇っていた職員が辞めるということを聞いて、それで受けられないということで聞いております。

○議長（伊都堅仁君） 5番、七良裕 光君。

○5番（七良裕 光君） 職員さんが辞めるということであれば、また違う職員さんを雇用するという方法もあるのではないかなと、このように思います。そこで、令和2年度のNPO法人きみの定住を支援する会に対する推進事業の委託金740万円支払った、その決算の内容についてお伺いしたいと思います。

○議長（伊都堅仁君） まちづくり課長、湯上君。

○まちづくり課長（湯上増巳君） ただいまの令和2年度分の委託料の決算でございます。給料手当としまして53万5千420円、法定福利費で3万9千999円、福利厚生費で6万9千895円、印刷製本費で1万3千390円、車両費で2万7千163円、通信運搬費で1万1千470円、消耗品費で1万6千542円、保険料で1万6千760円、諸会費で1万1千300円、雑費で1万4千850円、リース料で4万1千996円、支払手数料で8千140円、旅費交通費で2千000円であります。

それと、それに追加で精算分と未精算分がございましたので、それについては印刷製本費で1万7,011円、手数料で1,000円、負担金で5,000円、共済費で1万2,994円、リース料で2万9,997円と3万3,000円、通信運搬費で6,911円と5,280円、保険料で1万9,160円でございます。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 5番、七良裕 光君。

○5番（七良裕 光君） 今の委託料の積算の内訳を聞かせていただいたところ、その保険料という、最初の保険料ですが、職員さんを雇用しておるにもかかわらず、どうも低額な保険料のように思ったんですけども、それは職員さんの人件費として見ていく中には大事な費用かと思いますので、もう一度その数字だけ再度聞かせください。共済費です。

○議長（伊都堅仁君） まちづくり課長、湯上君。

○まちづくり課長（湯上増巳君） 保険料につきましては、11万6,760円でございます。

○議長（伊都堅仁君） 5番、七良裕 光君。

○5番（七良裕 光君） ということでいきますと、大体数字を書いたら、計算機はたたいてないんですが、人件費と言われる項目が約80%近くを占めているように受け取れました。特に、聞くところによると、きみの定住を支援する会が交流施設として独自に借り入れている木市という建物の維持管理に伴う費用等は含まれてないように思いますが、移住定住推進活動に伴う経費としてやはり大事な費用でないかと思いますが、それも全てNPOきみの定住を支援する会が負担しているように思うが、間違いはないですか。

○議長（伊都堅仁君） まちづくり課長、湯上君。

○まちづくり課長（湯上増巳君） 議員おっしゃるとおりでございます。

○議長（伊都堅仁君） 5番、七良裕 光君。

○5番（七良裕 光君） ということであれば、この交流施設である通称木市と呼ばれているらしいんですが、定住を支援する会の借家の家賃及び光熱水費については、全て定住を支援する会が負担をして推進活動が続けているということは、役場のほうでは承知の事実でございますか。

○議長（伊都堅仁君） まちづくり課長、湯上君。

○まちづくり課長（湯上増巳君） ただいまの質問ですけれども、今でも使っている
ということでありますので、その辺の光熱費であったりとかというのはその会のほうで
負担しているものと理解しております。

○議長（伊都堅仁君） 5 番、七良裕 光君。

○5 番（七良裕 光君） このNPO法人のきみの定住を支援する会は、定住推進
事業をサポートするというのをしないと、3月いっぱいでの支援を打ち切るというこ
との返事をした後は、特にこの木市という交流施設は必要ないように思うんですが、こ
の交流施設については引き続いてまちづくり課のほうで借入れをするという考えをお持ち
なんですか。どうですか。

○議長（伊都堅仁君） まちづくり課長、湯上君。

○まちづくり課長（湯上増巳君） この施設につきましては、まだNPO法人とし
て団体が残っておりますので、そちらのほうで全て精算していただくというふうに考え
ております。

○議長（伊都堅仁君） 5 番、七良裕 光君。

○5 番（七良裕 光君） ということであれば、NPO法人きみの定住を支援する
会がこの木市と言われる交流施設の借家としての利用を打ち切っても、それは定住を支
援する会が借り入れたものであるから、役場は特に支障はないということで考えておら
れるのか、また、このほかに、まちづくり課が今後事業を引き継いでいくということ
があるので、交流施設としては、この木市の以外にどこかそういう交流施設として候補を
考えられているのか、お尋ねします。

○議長（伊都堅仁君） まちづくり課長、湯上君。

○まちづくり課長（湯上増巳君） 現時点では、NPOのほうが全く引いてしまっ
たりとか、そういったことについては予定はしてないんですけど、もし全く何も、全て
のことについて受けられないということであれば、新たな組織というものも考えていか
なければならないと考えておりますので、木市につきましてもまた新たな利用をできれ
ばいいかなというふうに考えております。

○議長（伊都堅仁君） 5 番、七良裕 光君。

○5 番（七良裕 光君） ということは、ちょっと前段の話に戻るようで申し訳な
いんですが、要はこのNPO法人きみの定住を支援する会は、この移住定住推進事業を
受けられないということを役場に申し出てきた理由、主たる理由とは何だったんですか。

受けられないということは、まだ木市を使って推進活動をしていただけるものやという
ような考えを課長は持つてるようすけども、推進活動を受けられないということは、
その事業から撤退するということではないんですか。

○議長（伊都堅仁君） 休憩します。

休 憩

（午後 3時29分）

再 開

○議長（伊都堅仁君） 再開します。

（午後 3時30分）

○議長（伊都堅仁君） 副町長、小川君。

○副町長（小川裕康君） 先ほどまちづくり課長が木市についての御説明をいたしましたが、改めて、木市という施設は定住を支援する会が民間の方から借り受けて、そして自分たちできれいにして、会員の交流の場としての使い方をされているところであります。そこに要する費用はNPOが支出をしておりますし、また、貸し出して収入を得るということもしておりますが、それはNPOの会としての活動の一環でありまして、それについて役場とは少し別物であるということで、ちょっと訂正をさせていただきます。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 5番、七良裕 光君。

○5番（七良裕 光君） 木市なるものの中身は大分理解できてきました。そこで、現時点で移住定住希望者、他町村からの希望している人は何名おって、今後どういう形で、NPO法人きみの定住を支援する会がいろんな形でサポートしたり情報提供したり行ってきたと思うんですが、そういう、引き続いてそういう情報提供等をやっていかなければいけない移住希望者は何名おられますか。

○議長（伊都堅仁君） まちづくり課長、湯上君。

○まちづくり課長（湯上増巳君） 現在の状況ですけども、令和3年度になってからでございますけども、4月、5月で移住の相談受けてるのが18名の方いらっしゃいます。それと、今、短期滞在施設3施設あるんですけども、そちらも全て入っております。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 5 番、七良浴 光君。

○5 番（七良浴 光君） ちょっと私の質問の仕方がまずかったんかも分かりませんが、令和 2 年度中に移住定住希望者として届出をして、継続して、先ほど言っていました短期のところに、3 世帯ですか、入居されてるという話ですが、そういう人たちへの今後の対応はまちづくり課そのものが対応されるのですか。

○議長（伊都堅仁君） まちづくり課長、湯上君。

○まちづくり課長（湯上増巳君） 当面の間、まちづくり課のほうでやっていきたいと考えております。また、そういった、前みたいに委託できるそういった組織のほうができたら、またそちらのほうまた今後も検討していきたいと考えております。

○議長（伊都堅仁君） 5 番、七良浴 光君。

○5 番（七良浴 光君） ということは、今、課長の答弁から察するところによると、新たな活動をサポートしてあげようという団体があれば、そういう人と契約を結んでいきたいという話ですので、今、現時点ではそういうサポートをしていただく団体はなしということよろしいんですか。

○議長（伊都堅仁君） まちづくり課長、湯上君。

○まちづくり課長（湯上増巳君） 現時点では全ての業務、去年まで委託事業で行ってきた業務を受けていただけるという、そういった組織はございません。

○議長（伊都堅仁君） 5 番、七良浴 光君。

○5 番（七良浴 光君） ということになれば、県が言われておる移住定住推進市町村として認めていただく条件がクリアできないんでないんですか。

○議長（伊都堅仁君） 副町長、小川君。

○副町長（小川裕康君） お答えいたします。

県が移住定住推進市町村として認めていただくためには、先ほど課長が申した受入団体が必要であるということと、もう一つは、これは職員の問題なんです、ワンストップパーソンがいてると。その 2 点が推進市町村としての必要なことである。

先ほど課長も最初のほうの答弁で申し上げましたように、NPO である定住を支援する会が令和 3 年度は受託できなくなりましたということの理由を最初述べたときに、3 月末で事務職員の 3 名が退職するということで、その代わりが見つけることができなかったということで、業務委託ができなくなりましたということを 3 月に会のほうから申入れがございまして、何とかならんかなという協議もしてくれたんですけども、最終

的には代わるべき職員が見つからんということで、令和３年度は業務委託という事業を受ける体制が取れなくなったから受託できなくなりましたということで、令和３年度にスタート、入ってしまったということで、今回の補正予算の組替えをお願いしているところではありますが、短期滞在施設に今も３名の方が、既に紀美野へ来ていただいて、そこへ住みながら家を探しているということはございますので、それは何とかその後、辞めた職員に代わってでもあとの住むところを見つけていかんとあかんというのは、それは町の責任でもありますということで、まちづくり課でその業務を引き受けて今やっているところでもあります。

それともう一つ、受入団体というのは必要であります。受入団体というのは、もともと定住を支援する会というのは、NPOは平成２３年からなってずっとやってきてる中で、それはまだ残ってるものでございまして、業務を委託する、その業務のほとんどは先ほどから出てる人を雇う、雇用していろんなことをやってるということの、それが大きな内容でございましたので、それは一旦、もう受けられないので町へ返しますということで、町で必要な経費を全て計上して今やろうとしているようなところでございます。ワンストップパーソンがおりますし、受入団体として、今言うてる定住を支援する会が今の段階ではまた協力してくれておりますので、県の言うてるところの条件は今はクリアできてるとは思ってるんですが、先ほども言うたように、支援する会のほうでもいろいろ話合いをしてくれてるということで、最終どういう形になるかというのはまだ我々もつかんでおりませんし、会のほうでも最終の結論は出てないということは聞いておりますけれども、それはこれから話を詰めていくというふうになっていこうかと思います。

いずれにしても、受入団体というのは必ず必要でございますので、支援する会がやっぱりもうようせんよということになるとすれば、新たな組織を立ち上げていって、受入団体としての組織は必要でありますので、それもしっかり考えていかなければいけないと、こういうふうに今考えているところでございますので、どうかよろしく願いしたいと思います。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） ５番、七良浴 光君。

○５番（七良浴 光君） 今、副町長から移住定住推進市町村の認定を外されることはないというのは、まだNPO法人きみの定住を支援する会が推進活動から撤退するような返事ではなくて、協力させてもらうよということであるのでというのであります

が、やはり役場としても、そういう団体が活動をサポートようしませんよという話が出てきたときには、県補助金はカットされるんですね。であれば、今まで町費で25万補助を出しておったわけですが、県費の25万も合わせて、50万円の費用を負担する考えをお持ちなんですか。お尋ねします。

○議長（伊都堅仁君） 副町長、小川君。

○副町長（小川裕康君） お答えいたします。

移住定住推進事業につきましては、もちろんまちづくり課、役場で一生懸命やっておりますけれども、役場だけでできるものではないということはもう以前から承知しているということで、そういうNPO、定住支援をする会と協力的にやってきたということがございますので、議員言われるように、受入団体がなくなれば、県の今言うてる推進市町村としての位置づけはなくなってしまう。しかしながら、そうなることのないように努めてまいりたいというふうには考えておりますので、今は受入団体としてNPOが協力するよって、そういうふうに聞いております。

しかしながら、その動向も注視しながら、仮にそれがやはり受入団体としての協力が今後はできなくなるというお話であれば、新たな組織の立ち上げというのは当然必要になってきますが、そこらは十分動向を注視しながらとか、話し合いをしながらこの事業を進めてまいりたいと、このように考えておりますので、どうぞよろしくお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 5番、七良裕 光君。

○5番（七良裕 光君） 今の副町長の答弁を聞いておると、先ほどまちづくり課長から、何回話し合いをやったんかというたら、3回でしたと。3か月の間に3回ちゅうことは、月に1回のペースと。こういう状況になって、月に1回の話し合いで改善を求めていけると考えておったんですか。そこらを再度聞きたいです。

○議長（伊都堅仁君） まちづくり課長、湯上君。

○まちづくり課長（湯上増巳君） 回数は3回なんですけども、NPOのほうから今後の方針についてはいまだちゃんと分からないので、話し合いをできる状況ではなかったということがあります。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 5番、七良裕 光君。

○5番（七良浴 光君） NPO法人さんの内情というんですか、中身はよく分からないんですが、やっぱり役場としてはそういう活動をサポートしてくれる団体さんに対して、委託を受けられないと言われた直後は、もっとやっぱり積極的に、どういう部分を改善していったらいいのかとか、いろいろとやっぱりそういうサポートをしていただけの団体さんの要望もしっかりと聞いた上で話し合いをしていかないと、もしこの団体さんがもうすっぱりとフォローの活動はしませんよというような返事をされるおそれのある状況であるので、もっともっと積極的にボランティア団体の人の中に入っていろいろとお願いをするということをしていくべきであったんでないかなというような気がします、その点、考え方を伺います。

○議長（伊都堅仁君） 町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） 議員のおっしゃることはもっともだと思います。私どもも定住を支援する会、ずっと平成18年から立ち上げ、そして、その定住者の受入れ、また案内等々を一挙に引き受けてやっていただいていたというような経過がございまして、できればまた元の形で、受付はあくまでも町のまちづくり課である、そして、あとの案内とか、そしてその契約ですね、そうしたことについては定住を支援する会であるということです。そんな中で、やはりもう一度可能性があるのであれば、やはり定住を支援する会に委託していきたい。そうした思いから、今現在折衝し、いろいろ話し合いを進めておるところでございます。

それともう一つは、実は先ほどから話題になってないんですが、今、仮設住宅、短期滞在者のその住宅に入っておられる定住を希望されている方々、この方々に迷惑はかけられないと。だから、町としては最善を尽くしていきましようという中で、町が当分、直接その方々に迷惑をかけやんように案内をし、いろいろやっていこうという中で今進めておるところでございます。

したがって、定住希望者に対しては最善を尽くし、そしてまた、体制づくりとしては、もう一度定住を支援する会、これのさらなる体制づくりですね、これを私どもは希望していると、こういうことでございますので、ひとつ今後ともその方向に向かって折衝していきますので、御理解を賜りたいというふうに思います。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 5番、七良浴 光君。

○5番（七良浴 光君） 今、町長の力強い今後の活動の方針というものを聞かせ

ていただいて、心強く感じました。この町長の今の決断を職員さん全員がやっぱり肝に銘じて毎日の仕事に励んでいくということが大事でなかろうかと思いますが、いかがですか。

○議長（伊都堅仁君） 副町長、小川君。

○副町長（小川裕康君） ありがとうございます。町長から力強い我々に対する叱咤激励も含めて答弁していただいたんやと思いますので、まちづくり課の職員共々、この難局というんですか、これを打破して、さらに移住定住推進事業を力強く進めていきたいと、このように思っておりますので、どうかひとつ御協力のほどよろしくお願いします。ありがとうございました。

○議長（伊都堅仁君） 以上をもって、七良浴 光君の一般質問が終わりました。

続いて、1番、桐山尚己君の一般質問を許可します。

（1番 桐山尚己君 登壇）

○1番（桐山尚己君） 水害、土砂災害対策の現状について、マスクの効果と健康への影響について、以上2点について質問いたします。

まず1点目、水害、土砂災害対策の現状についてお尋ねいたします。他の議員と重複していますが、改めてお答えください。

過去の一般質問でも指摘してきたとおり、近年、毎年当たり前のように日本のどこかで水害、土砂災害が発生しています。去年は、当地は台風などの豪雨による水害、土砂災害に見舞われることなく、梅雨時から台風の発生が終わる秋までの時期をやり過ごすことができました。しかしながら、このような幸運が毎年続くことは考えられません。いつ何時こうした災害に見舞われるか分からないという大前提で我々は準備、対策をしていく必要があります。

そこで質問です。現状、町として水害や土砂災害が起こった際、災害を最小限に食い止めるべく、具体的にどのような防災、避災、避災というのは災害を避けるほうの避災です。被るほうの被災ではなくて、避けるほうの避災、防災、避災対策を講じておられるのか、お答えください。

2点目、マスクの効果と健康への影響について、当局の見解を伺います。

新型コロナウイルスの世界的まん延が始まってはや1年半になろうとしています。日本では欧米と比べて桁違いに低い感染者数、死者数にとどまっていますが、マスコミによる連日の過熱報道が収まる気配はありません。これに呼応するように、政府による一

部地域の非常事態宣言やまん延防止等重点措置、いわゆるまん防が発令され、対象外の地域についても引き続き経済活動や社会生活における一部自粛を余儀なくされている状況にあります。このような状況が一体いつまで続くことになるのか、我々一般国民には知る由もありません。

一時期はワクチンが切り札、特効薬、救世主のように言われていましたが、今では2度の接種が1回増えて3度の接種が必要であるとか、効果の持続が半年程度のためインフルエンザワクチンのように毎年接種する必要があるといった論調に変わりつつあります。マスクについても、ワクチン接種後であってもマスクをすることが望ましいといった主張が聞こえてきます。

マスクについては、この1年半様々な場面で着用を推奨、というより、実質的には義務づけられてきました。しかしながら、感染者数が極めて少なく、しかも死者がゼロの幼児をはじめとする子供たちが本当にマスクをし続ける必要があるのか、また、大人であっても同居家族以外の人と接するほとんど全ての場でマスクが本当に必要なのか、極めて疑問であります。特に熱中症に最大限注意しなければならないこれからの時期において、マスクを着用することによって熱中症を誘発したり、その他健康へ悪影響を及ぼすことになるのではないかと、大変危惧しています。

今年2月にはマスクをつけて体育の授業を受けていたと思われる小学5年生の男児が5分間走の後に急死したとのニュースが流れ、日本中がショックを受けました。このような悲劇を繰り返さないためにも、全ての人のマスク着用が本当に新型コロナの感染防止に効果があるのか、そして、マスクを着用することによる我々の健康への影響はどのようなのか、このあたりの当局の見解を問うものであります。

(1番 桐山尚己君 降壇)

○議長（伊都堅仁君） それでは、桐山尚己君の質問に対する当局の答弁を求めます。

総務課長、坂君。

(総務課長 坂 詳吾君 登壇)

○総務課長（坂 詳吾君） それでは、私のほうからは、桐山議員の水害、土砂災害対策の現状についての御質問にお答えいたします。

大雨、洪水、暴風等が発生しやすい季節を迎え、町におきましても、和歌山県、和歌山气象台と連携を密にし、できるだけ早く大雨や台風といった気象情報を収集し、副町

長、消防本部及び総務課でタイムラインを作成し、早いめ早いめの対策を取れるように努めているところでございます。

議員御質問の災害対策の現状ですが、平成31年度に土砂災害ハザードマップ、令和2年度に洪水ハザードマップを作成し、町内に各戸配布し、周知させていただきました。また、令和3年5月10日に災害対策基本法等の一部を改正する法律が公布され、5月20日から施行されたことにより、避難情報の表し方が変わりました。これについても、6月の各戸配布で町民の皆様にご周知し、あわせて、避難の方法や洪水ハザードマップを再度御確認していただくようにお知らせしたところでございます。

今後は、自主防災組織の訓練時にこれらハザードマップを活用していただくよう働きかけ、また、自助の重要性を理解していただき、早めの避難行動を促すためにも、定期的に啓発に努めてまいりたいと考えてございますので、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

以上、水害、土砂災害対策の現状についての答弁とさせていただきます。

(総務課長 坂 詳吾君 降壇)

○議長（伊都堅仁君） 保健福祉課長、森谷君。

(保健福祉課長 森谷善彦君 登壇)

○保健福祉課長（森谷善彦君） 桐山議員の2つ目の御質問、マスクの効果と健康への影響についてお答えします。

新型コロナウイルスの感染症拡大を防ぐために、新しい生活様式として、感染症の三つの基本である、身体的距離の確保、マスクの着用、手洗いや3密、密集、密接、密閉を避ける等の対策を取り入れた生活様式を国民一人一人が実践することが求められています。

マスクは飛沫の拡散防止に有効で、町民の皆様にも着用をお願いし、マスク着用が日常的になっておりますが、桐山議員御指摘のとおり、一部で健康への影響も報告されています。マスクに覆われた頬に湿疹が発生する接触性皮膚炎や、マスクをつけることで皮膚から熱が逃げにくくなり、気づかぬうちに脱水が起こり、熱中症になることもあります。さらに、マスクを装着したまま運動をしていて、呼吸が速くなり、体がしびれて倒れてしまう過換気症候群が起こることも報告されています。マスクを着用していない場合と比べると、心拍数や呼吸数、血中二酸化炭素濃度、体感温度が上昇するなど、身体に負担がかかることがあると指摘されています。

これからの季節は特に注意が必要です。暑さを避け、水分を取るなどの基本的な熱中症対策とともに、屋外では人と十分な距離が確保できる場合はマスクを外し、また、周囲の人との距離を十分に取りれる場所でマスクを一時的に外して休憩をすることも必要です。感染症対策とともに広報などで適切なマスクの着用について引き続き周知してまいりますので、御理解賜りますようよろしくお願いします。

(保健福祉課長 森谷善彦君 降壇)

○議長（伊都堅仁君） 以上で、1回目の答弁が終わりました。

これより、2回目以降の質問は、自席で起立して、中央のマイクもお使いいただいて、通告項目に従い質問、答弁をしてください。

1番、桐山尚己君。

○1番（桐山尚己君） では、まず1点目の土砂災害、あと水害防止、避災対策について、再度質問いたします。

先ほど来、私でこの点については4人目の議員の一般質問となります。一度の一般質問の機会に4名の議員が全く同じ内容、同様の内容の質問をするということは極めて珍しいわけでありますけれども、これは偶然重なったわけではなくて、それだけ今、対処しなければいけない喫緊の課題であるということだと思います。そのように町役場の皆さんにもぜひ認識を願いたいというふうに思います。

先ほど来、洪水ハザードマップの中で、洪水想定区域内に入っているということで13の避難所には避難しないでくださいという呼びかけを町民の皆さんにされたということで、確かに広報きみの6月号にも同様の案内が載っております。

ここで一つ確認なんですけれども、洪水ハザードマップはそうなってます。一方で、その前に発行された土砂災害ハザードマップ、こちらですけれども、こちらの補足資料としてこういったものがございます。別添資料ですね。これは私が持っているものは令和元年9月4日現在ということで、風水害に対する緊急避難場所一覧ということで、それぞれの地区の中にどういう避難所があるのか、さらに、安全レベルということで、安全レベル3、2、1ということで、これから私が理解する限りでは、3が一番安全である、2がその次、1が一番安全度が低いと、そういうふうに理解をしております。

この避難場所一覧と、今回、洪水ハザードマップで、不適切であるということで、避難しないでくださいというふうに指定された避難場所を比べてみますと、もちろん時間的な差がありますから、いろいろな差が出てくるというのは理解できます。ただし、こ

ここでは事実のみを申し上げます。例えば小畑集会所、海南鋼管河南集会所、新生町集会所、中央児童館、野上中学校体育館、このあたりについてはこの土砂災害ハザードマップを配られたその際には、添付されていたこちらには安全レベル3、つまり最も安全だということで通知がされておりました。それが今回、最も危険だよと、避難しないでくださいという形に変わってるわけですね。

先ほど藤井議員からも御指摘がありましたけれども、どの災害のときにどこに逃げたらいいいんだということで混乱を来すということがありましたけれども、まさにこれはこの土砂災害マップと洪水ハザードマップで全くのそごが生じてるわけですから、しかもこちら、土砂災害マップ配布のときには、風水害に対する緊急避難場所一覧というふうに、風水害というふうにしっかりと書かれてありますから、どっちが本当なんだと。どうしたらいいんだということに通常ではなるかと思うんです。そのあたりについては、当局のほうで現時点で認識されているのかどうか。

また、先ほどもこれはスタートであって、今後、区長さんはじめ皆さんと協議をしながら対応を煮詰めていくというような趣旨の御回答ありましたけれども、早急に対応していく中でそのあたり整合性を取っていくと、そういうことなのか、お尋ねいたします。

○議長（伊都堅仁君） 総務課長、坂君。

○総務課長（坂 詳吾君） それでは、桐山議員の御質問にお答えをいたします。

先ほどからも申し上げますとおり、この土砂災害ハザードマップにつきましては、平成31年度に発行されてます。洪水ハザードマップにつきましては令和2年度に、昨年度末ですね、に一応各戸配布し、周知させていただいておるところではございます。ただ、この時間的なずれもございますし、やはり議員おっしゃられるとおり、それぞれの安全施設というものがちょっと分かりづらくなってるというのは事実ということとは当町としましても認識はしているところでございます。

ですから、早急に細々見直しまして、見直していきたいとは思ってるんですけども、なかなかすぐというわけにもいきませんので、その辺はスピード感を持ってやりたいとは思ってるんですけども、現時点ではなかなかちょっと進まないということで、現状、大雨洪水の場合には洪水ハザードマップのほうを優先していただいて、最新の情報でここには避難しないでくださいということでの周知をしているところでございますので、何とぞ御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 1 番、桐山尚己君。

○1 番（桐山尚己君） ただいまの総務課長のお答えでは、スピード感を持って対応していきたいけれども、今すぐというわけにはなかなかいかないと。難しいところがあるということでございましたが、そうであるならば、なおさらすぐにでも町民の皆さんにこの二つのハザードマップの違いについてしっかりと説明を行った上で、最新のものである洪水ハザードマップのほうを参照するようにしてくださいというメッセージを発すべきだと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（伊都堅仁君） 総務課長、坂君。

○総務課長（坂 詳吾君） 桐山議員の御質問にお答えいたします。

確かにおっしゃられますように、二つの違いというのを周知していつてはどうかということで、それも含めまして検討したいと思いますので、御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 1 番、桐山尚己君。

○1 番（桐山尚己君） すみません、ちょっと今、語尾が聞き取りにくかったんですけれども、それらの違いを踏まえて通知をすると、そういう理解でよろしいですか。

○議長（伊都堅仁君） 総務課長、坂君。

○総務課長（坂 詳吾君） どういう形になるか分かりませんが、その辺も含めてちょっと検討はしていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 1 番、桐山尚己君。

○1 番（桐山尚己君） 今回のこのハザードマップのみならず、様々なところで私は思うんですけれども、町からのこういった資料ですとか、そういった類いのものが各戸配布、あるいは各地区の集会所に配布された場合に、町からの説明というのがまずないんですね。そのまま配布される。置いてある。これでは町民の皆さんにしっかりと理解していただけないんじゃないかと。こういうものを配布させていただきますと。こういう目的ですと。例えば分からないところに関してはどこどこに御連絡くださいとか、もしくは、しっかりと周知徹底を図るのであれば、地区ごとに説明会を開くとか、そういったことが必要になってくるんじゃないかと思うんですけれども、その点いかがでしょうか。

○議長（伊都堅仁君） 町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） 桐山議員の御質問にお答えをいたしたいと思います。

確かに各戸配布という格好ではさせていただいておりますが、各戸に対する、それじゃあ、地区に対する説明はしてるのかと。いや、これはしてないと思います。ただ、このハザードマップと、それから土砂災害マップ、これにつきましては、県のほうで実は調査をし、そして、各調査してるところが違うんですね。

したがいまして、年度差も出てるという中で、同時に出てくれば、今、議員がおっしゃるように、これは河川の増水関係と、これは土砂災害ということで比較対照できるんですが、そうじゃなしに、平成元年、平成2年というふうな、こんな出方をしています。したがいまして、町としてはちょっと真面目に皆さんに配布をし過ぎたなど。その二つを併せながら、さらに検討したほうがよかったかなというふうに今感じております。したがいまして、今、議員おっしゃるように、ひとつ早急に、できるだけ早くそのことについて検討していきたい。

それと、避難所の関係ですけどね、これにつきましては、今までそうしたマップがなかったという中で、各地区へ避難所つくってると思うんです。したがいまして、土砂災害区域か、また、洪水区域入ってるんか、それが今までなかったんですね。したがいまして、これからそうした集会所の、また避難所なり建てる場合は、この今のマップを見ながら、ここやったらちょっと危険やぞというような判断はできると思うんですが、今まではそれはなかったということで、今後の対応として、避難所等の建設については十分配慮しながらやっていきたい、そのように思いますので、ひとつ御理解を賜りたいと思います。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 1 番、桐山尚己君。

○1 番（桐山尚己君） 今回のこの洪水ハザードマップの13か所の洪水浸水区域内ということでの避難指定地からの除外ということについては、先ほど当局のほうからも御説明ありましたが、年に1000分の1の確率で水につかるという前提にこのマップがつくられて、それに基づいて設定されたということでもありますけれども、本当にそれが適切なかどうかというところについて私ちょっと疑問を感じるんですね。1000分の1の確率、これ単純には言えないんですけれども、1,000回に1回つかるよと。つまり、逆に言うと、1,000回に999回はつからないよと。1,000回避難

指示が出て、避難する際に、999回はつからないような場所に避難できないで、全然違う場所に1,000回とも避難しなきゃいけないということも起こり得るわけですね。

例えば海南鋼管団地のこの河南集会所なんかは、100回に1回の割合というマップではつからないんですね。つからない。であれば、通常であれば、すぐそのその場に避難するのが最も妥当ではないかと。わざわざ1,000回に1回の極めてまれな、いつ起こるか分からない、起こるか起こらないか分からない災害を前提に、全く別のところに避難しなきゃいけないということよりも、ある程度の基準を設けた上で、通常はこちらに、一定程度のその基準を超えた場合はここは禁止ですと、そういう形に持っていくべきではないかというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（伊都堅仁君） 町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） 議員のおっしゃるとおりだと思います。ただ、100回に1回の割合で浸水する、また洪水が起こるという箇所と、やっぱり1000分の1と、1,000回に1回というのはおのずから変わってくると思います。恐らくその図面見ていただいたら分かると思うんですが、1,000回に1回であれば、もうほとんどの紀美野町内の、繁華街と言うたらええんか、集落地がかかってます。したがって、やはり通常である場合と、それから特別な場合と、それはやはりおのずから変わってこようかと思いますので、そこらのところも考慮しながら今後やっていきたい、そのように思います。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 1番、桐山尚己君。

○1番（桐山尚己君） ただいま町長のほうから今後見直しを検討する旨のお話をいただきましたけれども、それがいつになるのかということがやはり大きな問題だと思うんですね。今年のように早期の梅雨入りということで、もう梅雨に入って、うかうかしているうちに台風のシーズンになって、大雨洪水というようなことのリスクがすぐそこに迫っているわけですね。じゃあ実際どういうふうに避難するんだということになれば、やはり現状の設定に基づいて避難せざるを得ないかと思うんですね。でも、やはりそれでは混乱を来しかねない。来しかねないというよりも、かなり混乱するんじゃないかというふうに私は思います。

今回間に合うか間に合わないかは分かりませんが、やはりすぐにでも手をつけていただくというような形にさせていただかないと、住民の皆さんは本当に混乱しますし、命に

関わることで、ぜひすぐにでも手をつけていただければなと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（伊都堅仁君） 町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） 議員の御質問にお答えをいたします。

できるだけ早くしたいわけですが、やはり、その一方で、これは慎重にやっていく必要もあるかと思えます。したがって、しばらく御猶予いただいて、そして仕上げていきたいというふうに思えますので、御理解賜りたいと思います。ちょうどこのハザードマップ、これが出た過渡期でございますので、ひとつそこらのところは御容赦をいただいて、そして、事故のないように、安全性を重んじて今後対応していきたい、そのように思えますので、御理解を賜りたいと思います。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 1 番、桐山尚己君。

○1 番（桐山尚己君） 過渡期ということで、しばらくの猶予をというお話でしたが、すぐに改定をして各戸配布、説明というのは私も無理だというふうに思いますが、すぐに手をつけるということはできるかと思えますので、改めて、重ねて早期の着手をお願いしたいと思います。

○議長（伊都堅仁君） 町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） 桐山議員の御質問にお答えをいたします。

できるだけ早い時期に着手をしていきたいというふうに思えます。しかしながら、先ほどからも申し上げましたとおり、やはり慎重でなければいけない。そうした中でやはり作成ということでございますので、ひとつ御理解を賜りたいと思います。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 1 番、桐山尚己君。

○1 番（桐山尚己君） 先ほど先輩議員の質問の中でのやり取りにて出てきましたけれども、災害対策基本法等の一部を改正する法律というのが本年の5月の20日に施行されたわけですが、内閣府の作成したこの災害対策基本法等の一部を改正する法律の概要という資料の中に個別避難計画の作成というのがございまして、その中に課題として、避難行動要支援者名簿、これは平成25年に作成が義務化されておりますけれども、これは約99%の市町村において作成されるなど普及が進んだものの、いまだ災害により多くの高齢者が被害を受けており、避難の実効性の確保に課題が残る

と。これについて、対応として、個別避難計画については市町村に作成の努力義務を課すということになっております。

これに関しまして、当町では避難行動要支援者名簿の作成がなされているのか。さらには、それをにらんで個別避難計画についても今後作成していくおつもりがあるのかどうか、これについて確認したいと存じます。

○議長（伊都堅仁君） 保健福祉課長、森谷君。

○保健福祉課長（森谷善彦君） 桐山議員の御質問にお答えします。

避難行動要支援者名簿については、紀美野町のほうで作成済みでございます。個別避難計画についても、作成ではありますが、具体的にこのように動くというようなことについてはきちんと詰められてない部分もありますので、どのように誰に支援を受けてどのように避難するということをそれぞれまた避難者、要支援者の対象者とともに、支援、個別の具体的な施策について具体的に作成してまいりたいと考えております。

○議長（伊都堅仁君） 1 番、桐山尚己君。

○1 番（桐山尚己君） 個別避難計画について、まだ具体的に詰め切れていないというお話でしたけれども、これについては、私、今、四郷地区の区長もさせていただいておりますけれども、5 年ほど前に四郷地区内で、土砂災害等の危険が生じた場合、どこにどのように避難するのかという想定ですね。四郷地区内に誰が車を持って、誰が持っていないのか、誰が支援が必要なのか、じゃあどの車に誰が乗ってどこに逃げるのかというところまで作成したいなというふうに思って話を進めようとしたんですけども、一部の方から、やはり責任が生じてくるということもあって、ちょっと難しいねというお話があって、頓挫してしまった経験があるんですね。

ですから、それぞれの地区でいろんな事情があるかとは思いますが、ぜひ町はリーダーシップを執っていただいて、各地区の区長さんや住民の皆さんとも緊密に連絡を取りながら、そういった個別具体的な避難計画、細かく詳細なところまで落とし込んだ計画というのを作成ができるようにぜひ推進をしていただきたいなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（伊都堅仁君） 保健福祉課長、森谷君。

○保健福祉課長（森谷善彦君） 現在、避難行動要支援者名簿については、自主防災組織であつたり区長さんに働きかけて、支援の仕方も含めて地区でその名簿を管理してもらったりするところをお願いしているところでございます。一部自主防災組

織にはまだ名簿がよう置けんよという地区もありますので、そのあたり、大きな災害が出た場合はどうしても地域で動いてもらう必要がありますので、そのあたり、区長なり自主防災組織に積極的に働きかけて、機能するような名簿という形で進めていきたいなと考えております。

○議長（伊都堅仁君） 1 番、桐山尚己君。

○1 番（桐山尚己君） 先ほど先輩議員の質問に対するお答えの中に、貴志川、真国川のしゅんせつの計画ですね、今年度内にしゅんせつを行う計画であるというような御答弁がありましたけれども、現在、県のほうで、そういったしゅんせつをはじめとする河川の氾濫防止の対策等については、たしか100分の1の確率で起こる災害に対応できるように、それをベースに計画を立てているというふうに伺ってます。でも、それでは、この洪水ハザードマップに記されているようなところでの災害というものはなかなか防げない。

であるならば、やはり県としては、この1000分の1の確率でもある程度は、完璧には絶対無理だと思いますので、ある程度は防ぐことのできるような前提での河川改修計画というものを組んでいただく必要が絶対に私はあると思うんですね。予算の確保等の問題もあるとは思いますが、国土強靱化計画の延長等もありますので、やはり県のほうから国のほうに予算獲得を強く申請していただいて、その県を後押しするように我々市町村からも、議会からもそうですけれども、執行部からも、ぜひとも県をつついていただきたいなというふうに思うわけですが、いかがでしょうか。

○議長（伊都堅仁君） 町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） 桐山議員の御質問に、御要望と言ったらいいんですかね、お答えしたいと思います。今、県でも国でもやっぱり100分の1の確率の部分で改修計画を進めてると。そしてまた、計画をもう既に、紀の川河川流域ということで、この貴志川、また真国川もその計画の中へ入ってます。そんな中でございますので、1000分の1ということになりますと、これはまた非常に基本的に変わってくるであろうというふうに考えます。十分県と話をしながら、本当に要望していけるんかと。基本的に恐らく行動的にも変わってくると思いますので、十分意見を聞きながら、要望できるものはしていきたい。そのためにも、課長も申し上げましたが、局部改良ですね、これを進めながら、紀の川水系の計画にのっていききたいというふうな、この二本立てを我々は考えておりますので、ひとつ御理解を賜りたいなと思います。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 1 番、桐山尚己君。

○1 番（桐山尚己君） では、2 点目のマスクの効用と健康への影響について再質問させていただきます。

先ほど保健福祉課長からマスクは飛散、拡散防止ということの効果があるというふうにありましたけれども、一般的な不織布のマスクで間隔が、マスクとマスクの網目の間隔が5 マイクロメートル、5 ミクロン、花粉は30 マイクロメートルということで、花粉は完全にシャットアウトするわけですね。PM2.5はその名のとおり2.5 マイクロメートルで、5 マイクロメートルのマスクの間隔は通ってしまうと。最近では1 マイクロメートルも通ってしまうと。では、ウイルスはどれだけだというと、0.1 マイクロメートル、マスクの間隔の50 分の1 と。そういう状況なわけですね。ウイルスは簡単に通してしまう。

一方で、先ほど課長おっしゃったように、ウイルスというのはそのままウイルスだけで人間の体から出てくるというものではなくて、飛沫の中に含まれた形で出てくるといことですので、飛沫が拡散、大きな飛沫から小さな飛沫まであるわけですが、少なくとも大きな飛沫の拡散が防止できるのであれば、かなりの予防効果があるのではないかというふうに思われます。そうであれば、いわゆるソーシャルディスタンスですね、が確保できているのであれば、マスクをしなくてもいいんじゃないかというふうに思うわけですが、いかがでしょうか。

○議長（伊都堅仁君） 保健福祉課長、森谷君。

○保健福祉課長（森谷善彦君） 桐山議員の再質疑にお答えします。

桐山議員おっしゃられるとおり、十分な距離を保てる場合についてはマスクの着用は不要だと考えております。室内で換気が十分でないところについては、その部分は考慮すべきであると思いますが、基本的に室外においては、十分なソーシャルディスタンスが保てればマスクは不要だと考えております。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 1 番、桐山尚己君。

○1 番（桐山尚己君） 保健福祉課長のほうから、今、大変うれしいお話をお聞かせいただいたなというふうに思います。京都大学のウイルス・再生医科学研究所の宮沢孝幸准教授、ウイルス学の専門家ですね、がおっしゃっているんですけども、しゃべ

らずに静かにしていればマスクは要らない。室内でもですよ。屋内で至近距離で大声で話すような場合はマスクをつければよいと。屋外では基本はマスクは要らない。TPOによってするかしないかを使い分ければよいと、このようにおっしゃってます。また、ソーシャルディスタンス2メートルというのは、マスクをしない場合のことだと。大きな飛沫が飛ぶのが2メートルぐらいなので、2メートルの間隔を空けていればマスクは不要だと。2メートル以内で話をするならばマスクをすればよいと、こういったふうにおっしゃってます。

さらに、補足説明をしますと、これまでの宮沢准教授のウイルス研究の蓄積から、最低でも1万個ぐらいのウイルス粒子が入らない限り、感染はすることはないというふうに推測すると。このコロナウイルスの場合ですよ。発症前後の人で多くのウイルスが飛沫に含まれるような場合でも、大きな飛沫を吸い込まない限り、なかなかうつるものではないと。まあそうですね。最低でも1万個のウイルスが入ってこないとうつらないわけですから。大きな飛沫は遠くへは飛ばないから、つまり、かなりのウイルスの数が含まれる大きな飛沫は遠くに飛ばないから、少し距離を空ければ十分だというふうにおっしゃってます。

大阪市立大学の井上正康名誉教授という方がいらっしゃいますが、この名誉教授がおっしゃるには、デンマークで二重盲検試験が行われて、新型コロナではマスクの有無で感染リスクに差がなかったことが明らかにされていると。細かいデータは私はちょっと持ち合わせませんが、このようにおっしゃってます。

さらに、別のデータでは、アメリカのフロリダ大学やワシントン大学の研究者がコロナの家庭内感染を調べた。家庭内ですよ。調べた結果、無症状感染者がほかの家族に感染させた確率は僅か0.7%であったと。つまり1,000人中7人と。これは恐らく夫婦間の濃厚接触によるものと思われる。有症状者の場合であっても家族間での感染確率は18%。家庭内で5人に1人以下であるということですね。家庭内ですから、もちろんマスクはしないでしょし、食卓を囲んで御飯を食べて、時には大笑いしたり、大きな声でしゃべったりということは当然のことながらしているはずなわけですね。それであっても、有症状者からであっても18%、無症状者であれば0.7%と。家庭内で。であるならば、通常の社会生活ではほとんどマスクなしでも問題ないのではないかというふうに思うんですね。特に今、我々この紀美野町でコロナがまん延しているわけでもない。あの人がかかったらしい、この人もかかったらしいというような、そんな状況で

はない現段階において、朝から晩までずっとマスクをつけっ放しでなきゃいけないのかと。

先ほど保健福祉課長のほうから健康への影響ということでいろいろ上げていただきましたけれども、そういったことを考えれば、取る勇気というものが今、我々に求められているのではないかというふうに思うんですね。もちろん至近距離で大きな声で話すようなときにはつけばいいわけです。ただし、基本は外してもいいのではないかというふうに私は個人的に思うわけですが、いかがでしょうか。

○議長（伊都堅仁君） 保健福祉課長、森谷君。

○保健福祉課長（森谷善彦君） 桐山議員の御質問にお答えします。

十分な距離を保てれば、基本的にマスクを外すことは可能だと私のほうは考えておりますが、感染が今のところ和歌山県のほうでは少し落ち着きつつありますが、どうしても感染を防ぐためには飛沫を拡散を防止する必要があります。いつ何時どの方が感染して、感染源となって広げる可能性も、確率的にだんだん低くはなってるんですけども、ゼロではない状態ですので、引き続き飛沫の拡散防止に努めていただいて、クラスターなどの発生がしないように、しかしながら、この夏の状況で、熱中症予防も考えられますので、十分な距離が保てる場合はきちんと外していただいて、もちろん施設もそうですし、こども園もそうなんですけれども、距離を保てる場合は積極的に外すというような指導も含めて行っていきたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

○議長（伊都堅仁君） 1 番、桐山尚己君。

○1 番（桐山尚己君） これは2020年の8月のネットの記事なんですけれども、世界保健機関、WHOですね、と国連児童基金ユニセフが、コロナウイルス感染防止対策で、原則5歳以下の幼児に関しては適切に使用できない可能性があり、マスクを着用すべきではないというふうに助言されているようです。これについては、先ほど私申し上げた小学5年生の男児の死亡事故の例もありますけれども、小さなお子さんというのは自分で、こういうときはマスクをつけたほうがいい、こういうときは外したほうがいい、そういう判断はできないと思うんですよ。できないし、させるべきではないと。どちらか自分の好きなほうを選んでいいよっていう、してもいいししなくてもいいよっていう指導が、事故のあった際にはそういう指導があったようですけれども、それは私は間違いだというふうに思うんですね。

基本的に子供に関してはほとんど、感染することもまれですし、感染しても軽症であるとか無症状がほとんどなわけですね。これはコロナのスパイクたんぱくが人間の細胞に入り込むときに、ACE2受容体という、そういうものにくっついて入り込んでいく、感染するらしいんですけれども、子供に関してはそれがすごく、ACE2受容体が少ないと。大人になればなるほど増えていくということで、子供の感染が少ない、または重症化、死亡といったことも全くないと。そういうふうに専門家の先生もおっしゃってました。であるならば、やはり少なくともこども園の園児、あるいは小学校の児童も含めて、私はしないという選択を取ったほうが、総合的に、健康面、あと心身両面での健康面に資するのではないかというふうに思います。

一つ御紹介しますけれども、ドイツの調査で、マスクをしている子供の7割に身体的、精神的な影響があったというような研究結果もあるようです。頭痛ですとか、集中力低下、幸福感低下、目眩、過呼吸、目のちらつき、動悸、不眠、いろいろといっぱい影響があるというふうに出ています。ぱっと見では分かりませんが、小さな子供たちというのは物すごく影響を受けているのではないかというふうに私は危惧をいたします。ぜひこのあたりも執行部としても調査をしていただいて、将来子供に恒久的な影響が残ることのないように御配慮いただきたいなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（伊都堅仁君） 保健福祉課長、森谷君。

○保健福祉課長（森谷善彦君） 桐山議員の再質問にお答えします。

WHOは5歳以下の子供へのマスクの着用を必ずしも必要ではないということが言われてるんですけれども、日本においては厚生労働省のほうから、新型コロナウイルスへの対応ということで、保育所の新型コロナウイルスの対応ということで通知が来ておりまして、2歳児までのお子さん、小さいお子さんについては、息苦しさで体調不良を訴えることや、自分で外すことが困難なことがあるため、窒息や熱中症のリスクが高まるということで、紀美野町では2歳児までのお子さんについてはマスクの着用はしておりません。また、3歳児以上のお子さんについても、外で遊ぶ場合や室内での運動遊びについてはマスクを外しております。また、その他の場合においても、マスクの着用によって息苦しさが感じられる、顔が赤くなるとか、そういう状況を個々を見ていって、十分に子供さんを見守りながら保育を行っている状況です。年齢やその時々状況に応じてマスクをつけていただく場合もありますが、状況によっては逆に積極的にマスクを外していただくということで指導を徹底してまいりたいと考えておりますので、御理解

いただきますようお願いします。

○議長（伊都堅仁君） 1 番、桐山尚己君。

○1 番（桐山尚己君） WHOが5歳以下の幼児にはマスクは不要だというふうに言っているにもかかわらず、日本の厚生労働省はそうではないというところが私には全く解せません。なぜならば、日本では欧米諸国に比べて一桁も二桁も感染者または死者が少ないわけですね。そういう状況であるならば、WHOが言っているよりもさらに範囲を広げてマスクをしなくてもいいというように決定するのが当然の、私は妥当な判断だと思うんですけれども、それができていない日本の厚生労働省というのは本当にどうなのかというふうに私は個人的に思います。

もちろん地方自治体としては厚生労働省の指導に沿った形であるとは思いますが、でも、であっても、そこから一步踏み出した形で町独自の判断ということもあり得るわけですから、ぜひそのあたりの事情、状況を御賢察の上、マスクをすることによる健康的、心身に与える影響というものをしっかりと考慮していただいた上で、御対応いただければなというふうに、最後、強くお願いをいたします。

○議長（伊都堅仁君） 以上をもって、桐山尚己君の一般質問が終わりました。

これで、一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。

お諮りします。

明日16日から21日までの6日間を休会とし、22日午前9時から会議を開きたいと思いをします。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

散 会

○議長（伊都堅仁君） 本日はこれをもって散会いたします。

（午後 4時53分）